

## 平成30年旭市議会第3回定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成30年9月10日（月曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

---

#### 出席議員（19名）

1番	片桐文夫	2番	平山清海
3番	遠藤保明	5番	高橋秀典
6番	米本弥一郎	7番	有田恵子
8番	宮内保	9番	高木寛
10番	飯嶋正利	11番	宮澤芳雄
12番	伊藤保	13番	島田和雄
14番	平野忠作	15番	伊藤房代
16番	向後悦世	17番	景山岩三郎
18番	木内欽市	19番	佐久間茂樹
20番	高橋利彦		

---

#### 欠席議員（1名）

4番 林 晴 道

---

#### 説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	伊藤義隆
行政改革推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂

企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 っ て 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鶴之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	松 本 尚 美
消 防 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	栗 田 茂	学 校 教 育 課 長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体 育 振 興 課 長	花 澤 義 広
監 査 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 義 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	赤 谷 浩 巳

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
---------	-------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（島田和雄） おはようございます

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（島田和雄） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 米 本 弥 一 郎

○議長（島田和雄） 通告順により、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（6番 米本弥一郎 登壇）

○6番（米本弥一郎） 皆さん、おはようございます

島田和雄議長より発言の許可をいただきました、議席番号6番、米本弥一郎です。

今年の夏は、豪雨、台風など各地で災害が発生しました。9月6日に発生した北海道の地震では、私ごとですがおいが函館市にいるため大変心配いたしました。おいは無事でしたが、災害でお亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。本市においても、さらに防災力を高めなければならないと思いを新たにいたしましたところでは。

それでは、通告に従い4項目の一般質問をいたします。

1項目めは、消費増税への対応をお伺いします。

初めに、来年秋の消費増税が一般会計にどの程度の影響があるのかお伺いします。

2項目めは、公債費の管理についてお伺いします。

公債費は、現在起こした地方債の元利金を将来にわたって返済するもので、将来世代に

としては財政上の負担となるものです。本市では、新庁舎建設など大きな事業を控えており、公債費の増加が見込まれます。

1 回目は、合併後の市民 1 人当たりの公債費の推移をお伺いします。

3 項目めは、改元への対応をお伺いします。

来年 5 月に改元が予定されています。改元の市への影響と現在の状況をお伺いします。

4 項目めは、保育所、小・中学校のエアコン設置についてお伺いします。

この夏は、大変暑く、危険な暑さ、命にかかわる暑さ、災害級の暑さという言葉も使われました。地球温暖化により今後も暑い夏が続くと予測されます。将来を担う子どもたちの命を守るために、エアコンの設置が必要と考えますが、市内の保育所、小・中学校で熱中症は発生していないのか。発生しているとすれば、発生時の状況とその後の児童・生徒の状況をお伺いします。

1 回目の質問は以上です。

再質問以降は自席で行わせていただきます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、1 番目と 2 番目のご質問にお答えいたします。

初めに、1 番目の消費増税への対応において、来年秋の消費増税が一般会計にどの程度の影響があるかというご質問でございますが、ご案内のとおり、消費税法の一部改正に伴い、平成31年10月1日を適用開始日として、消費税及び地方消費税の税率が現在の8%から10%へ引き上げられることが予定されております。

これに伴う一般会計への影響について、まず支出科目の種類で捉えますと、主に物件費、維持補修費、普通建設事業費、災害復旧費、こういった科目で影響を受けると考えられます。

また、金額については、平成29年度の決算額を基に試算しましたところ、概算ではございますが、一般会計では通年ベースで約1億2,000万円程度の影響があるものと見込んでおります。

なお、改正の1年目ということになります平成31年度につきましては、10月以降の半年間が増税の対象期間でございますが、一般会計への影響につきましては、年間の影響額の単純に半分ということではないと思われれます。それというのも、予算執行におきましては、建設事業などの工事費について完了時期がどうしても年度の後半に集中するということが予想されますので、影響額は年間の半分というよりももっと大きな金額になるものと予想しております。

ます。

続きまして、2番目の公債費の管理の中で、合併後の市民1人当たりの公債費の推移というご質問でございます。恐縮ですけれども、平成18年度と平成29年度の数値に絞ってお答えをさせていただきます。

まず、平成18年度でございます。市民1人当たりの負担額は4万1,789円で、ここから交付税の算入分を差し引きますと、実質の負担額は2万2,811円となっております。なお、平成18年度の実質公債費比率につきましては、18.5%でありました。

一方、直近の平成29年度でございます。市民1人当たりの負担額は4万3,142円で、平成18年度より増えておりますが、交付税算入分を差し引きますと、実質は8,549円の負担となっております。実質公債費比率も8.5%となり、大幅に低下しております。

このように、合併後の公債費の傾向としましては、交付税算入のある有利な起債を活用してきた結果、市民1人当たりの実質的な負担額は年々減少しております。また、これに伴って、実質公債費比率についても毎年改善し、現在は健全な状態を維持しております。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうからは、大きな3番目、改元に伴う市への影響と現在の状況についてお答えをさせていただきます。

米本議員ご指摘のとおり、天皇の退位等に関する皇室典範特例法に基づく皇位の承継に伴い、来年5月1日に改元が行われることとなっております。

政府におきましては、新しい元号の公表を1か月前の4月1日を行うことを想定し、準備を進めるとの発表をされており、関係団体等におきましても円滑な移行に向けた早目の対応が求められているところでございます。

このような中で、市では、8月13日付で各課に対し改元に伴う影響等についての調査を行ったところでございます。主な影響といたしましては、情報システムの改修、例規の改正、各種申請書や証明書、契約書、委員の委嘱などの元号表記であり、その対応につきましては、各課とも調整中のところでございます。

今後は、これらの情報を全庁的に共有し、市民サービスに影響が出ることのないよう、早目の準備に努め、関係機関等と連携を図りながら対応に万全を期してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（島田和雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、項目4、保育所、小・中学校のエアコン設置について、まず最初に、保育所等の状況についてお答えいたします。

市内にあります教育・保育施設21施設ございますが、こちらにおきまして熱中症による体調不良等の事例は発生しておりません。

エアコンの設置状況につきましては、市内公立保育所13施設で園児が利用する保育室や遊戯室及び保育以外に係る事務室や調理室におきまして設置済みでございます。また、民間保育所5施設及び認定こども園3施設におきましても、保育室及び遊戯室について全て設置されております。

熱中症予防対策といたしましては、こまめな水分補給、衣服の調節、遮光対策等、園児が活動しやすい環境づくりに努めております。

また、体の抵抗力の弱い乳幼児にとって、保育室内の温度・湿度管理は、保育環境を整える上でも重要な条件の一つでございますので、エアコンを活用し、適切な温度・湿度管理を徹底し、引き続き子どもたちの健康管理に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 今年の夏は猛暑が続いており、教育委員会としましても、各学校に対し、熱中症事故の防止のための適切な措置を講じるようお願いしているところでございます。

ご質問の市内小・中学校のこの夏の熱中症の発生状況でございますが、8月末までに熱中症で病院を受診したと報告を受けた件数は、小学校1件、中学校1件、合わせて2件でございます。

小学校のほうは、7月下旬に音楽部の児童が、午後3時過ぎに多目的教室での練習中に頭痛や体調不良を訴えたため、保護者引き渡しにより、病院で手当てを受けた後、帰宅し回復しております。練習の際には、休憩をとったり冷水機、水筒などでこまめに水分補給をさせたりするなど注意しておりましたが、熱中症となってしまったとのこと。発生場所にエアコンはございませんでした。

次に、中学校でございますが、屋外での発生でございます。8月上旬に午前中の水泳指導の後に、学校から下校途中に具合が悪くなり、救急搬送されております。病院で手当てを受けた後、帰宅し回復しております。

学校教育課からは以上でございます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

それでは、1項目めの再質問をいたします。

消費増税の制度の内容はどのようなものか、経過措置などがあるのかお伺いします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、制度の改正の内容ということでございますが、原則として、来年、平成31年10月1日から税率が10%へ引き上げられます。これは、皆さん、ご案内のことかと思えます。

ただし、例外もございます。その代表的なものは、食料品と新聞でございます。これらのうち一定のものにつきましては、引き続き8%の軽減税率となります。

また、ご質問の中にもございました経過措置というものもございまして、8%が適用される場合がございます。その中で最も注目しておりますのが、工事請負費に関する取り扱いでございます。原則としましては、引き渡し時点の税率、つまり引き渡しが10月1日以降であれば10%の税率が適用されるのですが、一般的に工事請負契約などは引き渡しまでに日数を要するために、新税率の適用開始日の半年よりも前、具体的に言いますと、平成31年3月31日までに契約したものは、引き渡しが10月1日以降となっても、経過措置として旧税率の8%が適用されることとなっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

消費税増税分は、子育て支援などに使われることになっていきます。そのため、増税分をそのまま納めるという考え方もあろうかと思えます。一方で、市は、市民の皆さんのお金を預かっているので、節税に努めるということも必要かと思えます。経過措置を受けるために、具体的にどのような対応をするのかお伺いします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） ただいま米本議員のほうから節税といったようなお話がございました。

総務課からは、当面大きな事業でございます、新庁舎建設における消費増税への対応に

ついてお答えをさせていただきます。

現在、この経過措置の適用を受けるために、本体工事をはじめ、外構工事、その他工事について、年内に補正予算の議決をいただき、年明け1月に入札公告を行い、3月中に本契約の議決がいただけるように準備を進めているところでございます。

なお、この経過措置の適用を受けた場合には、約1億円の事業費縮減となるものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政課からは、庁舎以外で節税が可能なことについてお答えいたします。

それは、先ほどのお答えともちょっとかぶるかと思えますけれども、工事やその他の請負契約で来年度に予定している事業、これにつきまして発注部局と協議しまして、債務負担行為を設定する、それによりまして平成30年度中に発注するということが考えられます。これによりまして、引き渡しは仮に10月1日以降となっても、経過措置により8%の税率が適用されることとなります。

また、経過措置の適用ということではございませんが、物品の納入などにつきましては、税率引き上げ前の9月末までに納入できるよう、年度前半での執行に努める、こういったことでできるだけ経費の節減を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

一般会計以外でも同様の対応をしていただき、節税に努めていただきますようお願いいたします。

なお、基本的には業務を前倒しすることが節税につながりますので、職員の皆さんが過重労働から心身の健康を損なわないよう、十分に留意していただきたいと思っております。

続いて、2項目めの再質問をします。

地方債は、行政区域を超える住民移動があることから、いわゆる地方債便益の食い逃げや世代間の公平に配慮されていると思っておりますが、将来の公債費の見込みをお伺いします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 再質問にお答えいたします。

将来の公債費が増えるのではないかとこのことを憂慮いただいております、ありがとうございます。また、ご質問の中で、起債が世代間の負担の公平性を確保する役割があるということに言及していただきまして、ありがとうございます。

今さら申し上げるまでもございませんが、道路や公園、学校といった公共施設の整備には、多くの財源が必要となります。一方、整備した施設については、将来にわたって長い間、市民の皆様にご利用していただくこととなります。このため、建設した年の市民だけが経費を負担するのではなくて、借入金の返済という形で、次の世代の市民の皆様にも公平に負担していただくため、旭市でも多くの事業で起債を活用しているところでございます。

ところで、ご質問の将来の公債費の見込みでございますが、まず起債を活用する今後の事業について考えてみますと、大きなものとしましては、新庁舎の建設、あるいは広域ごみ処理施設の整備の負担金、こういったものが予定されるところでございます。このほかに、毎年計画的に実施していくこととなります公共施設や道路などの老朽化による維持管理、あるいは長寿命化に伴う事業、それと施設の再編に伴う事業、こういったものが今後見込まれるところでございます。

こうした見込みを踏まえまして、5年後と10年後という形で将来の負担額について試算してみました。

まず、5年後の平成35年度でございます。平成35年度につきましては、新庁舎、あるいは広域ごみ処理施設建設費の負担金、これの元金償還が影響いたしまして、市民1人当たりの負担額は4万7,700円程度でございます。ただ、ここから交付税算入分を差し引いた実質負担額については9,600円程度と見込んでいるところでございます。また、実質公債費比率も試算をしております、8.4%と見込んでおります。

次に、10年後の平成40年度ですが、市民1人当たりの負担額は4万2,900円程度、交付税算入分を差し引きました実質負担額は7,400円程度と見込んでおりまして、実質公債費比率については7.7%と見込んでおります。

このように、公債費の負担につきましては、大型の事業に係る元金の償還が始まります平成35年度からちょっと数年の間は、一時的に上昇しますが、その後は年々減少に転じるというふうに見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

将来も実質公債費比率が大きく上昇することはないとのことですが、今後、人口減少は避けられないでしょうし、歳入の増加も考えにくいことです。この中で将来世代は、現在私たちがした借金の元利金を返していくこととなります。将来の公債費を管理する指針や方針があるのかお伺いします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 再々質問にお答えいたします。

公債費につきましては、中・長期的な視点に立ちまして、起債を活用する事業を選びまして、適正な発行額となるよう努めているところでございます。

また、将来の公債費の負担が過大とならないよう、実質公債費比率の目標値を設定しております。これは第3次行政改革アクションプランの中で、平成33年度の目標値を10%以内と定めて、これまで運営してきたところでございます。

そして、先ほども申し上げましたが、平成29年度の実質公債費比率につきましては、8.5%となっておりまして、平成26年度にアクションプランで目標値を設定してから、ずっと10%以内を維持しているところでございます。

このように、現在あるいは近い将来も実質的な公債費の上昇は想定されませんが、次のアクションプランでも目標を設定することで、将来世代に重い負担だけが残らないように、起債の活用においては適正な発行額と事業の選択に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

今回は、将来の負担となる公債費についてお伺いしましたが、減債基金や財政調整基金など、将来世代にとって受益、プラスとなるものもありますので、これらをバランスよく将来へ送ることが必要と考えます。

4回目の質問は、基金の処分についてお伺いします。

担当の皆さんは、財政のソフトランディング、軟着陸という言葉をよくお使いになります。将来財源が不足したときには、基金を処分をして穴埋めをし、その間に行財政改革による歳出削減を進めて収支を均衡させるということだと理解いたします。

しかしながら、財政調整基金をはじめとする多額の基金があるがために、歳出削減への誘

因が働かないのではないかと危惧いたします。基金、特に財政調整基金の処分についてのルールや歯止めが事前に必要と考えますが、ご所見をお伺いします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えいたします。

財政調整基金が多額なので、歳出削減が進まないのではないかとというふうにご心配をいただきまして、ありがとうございます。

議員のおっしゃるとおり、財政調整基金につきましては、平成29年度末で約94億円と非常に大きな金額となっております。こうした財政調整基金の増加というのは、旭市に限らず合併した自治体に共通して言える部分がございます。それは、合併以降も地方交付税が合併前と同じ計算方法で交付されてきた、いわゆる合併算定替があったこと。その一方では、歳出を行政改革により削減してきた、こういったことによるものでございます。

ただ、これからは事情が違ってまいります。交付税の合併算定替は、平成28年度から縮減が始まっておりまして、30年度、今年度は50%、そして平成33年度にはゼロとなってしまいます。このため、これまで財政調整基金を積み増ししてきましたが、今後は全体の収支を見通す中で、取り崩しを考える時期がそろそろ来ております。

ご質問は、処分のルール、あるいは歯止めが必要ではないかということですが、旭市ぐらいの財政規模におきましては、その年度の主要事業が多いか少ないかによりまして、財源として必要な額も大きく変化いたしますので、一律にその上限額のようなルールを設けるということは、少し難しい面がございます。

ただ、これまで蓄えてきた貴重な財源であります基金を将来の世代の方々にも有効に活用してもらえよう、取り崩しについては本当に必要な額を見きわめるということが大切だと理解しております。そのためには、今後も事務事業の継続的な見直しによる歳出の削減を図る、あるいは公共施設の見直しを進めることによって、健全で持続可能な財政運営に努めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

改元への対応の再質問をいたします。

例規の改正、情報システムの改修が必要とのことで、大きな影響が出ると思いますが、具

体的な対応をお伺いします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、具体的な対応ということで、総務課からは、条例、規則等例規への影響についてお答えをさせていただきます。

このたびの改元に伴い影響がありますのは、条例等の条文中に、経過措置等に関して、平成31年5月1日以降の日付が規定されているものでありまして、6本の条例と4本の要綱について改正を行う予定でございます。

例といたしましては、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例についてございまして、減免対象となる建替住宅等の取得時期を平成33年3月31日までと規定されております。また、東日本大震災復興交付金基金条例では、条例の執行期日を平成33年3月31日までと規定をしております。そのようなことですが、その議決を必要といたします条例の改正につきましては、一括条例により行うものとして、現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 企画課のほうからは、情報システムの改修について具体的な対応はということでお答えいたします。

企画政策課が管理する全庁的な情報システムとして、住民登録や税務、福祉を扱う住民情報系システム、これと財務関係や文書管理など職員側の事務を扱う内部情報系システムがあり、この2つのシステムについては、既に今年度中に改修作業を進めることとしております。

当初予算のほうで、約695万円ほど予算を組んでおります。作業内容は、影響箇所の調査、プログラムの修正、印刷と画面表示への反映の確認でございます。

今年度中に改修を完了しておき、新元号が発表され次第、元号名をセットいたしまして運用できるようにいたします。

このほか、各課が個別に管理しております情報システムとかソフトウェアとか、専門のものがございまして、これについては必要があれば企画政策課のほうでも相談してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

既に、今年度中に予算を確保して改修作業を進めているとのこと、職員の皆さんの働きを大変心強く思います。

改元を機に窓口の申請書なども見直すことになろうかと思えます。文字の書体、大きさ、太さ、間隔、さらに記入欄には枠を設けるか罫線とするかなど、ご検討いただき、超高齢社会、ユニバーサル社会に対応した見やすく書きやすい文書にしていだけないかお伺いします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えいたします。

改元を機に窓口等の申請書を見やすく、超高齢化社会、ユニバーサル社会に対応したといったようなご質問に対してお答えをさせていただきます。

市役所では、高齢者の方や体の不自由な方など、さまざまな方が利用になられます。そのような中で、市の窓口担当課等におきましては、誰もが利用しやすい窓口を目指し、常に申請書等の記載方法の改善にも努めているところでございます。

今回の改元につきましても、一つの機会と捉え、各種申請書の見直しなども含め検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

それでは、4項目めの再質問をいたします。

2人とも回復したということで安心いたしました。これは、学校の指導、消防の救急搬送体制、国保旭中央病院の救急外来体制が重篤化を防いだものと感謝を申し上げます。

ところで、執行部の皆さんは、事業の実施に当たっては、国・県、近隣の動向を注視してという答弁をされます。このことは、行政の無謬性を担保する先進事例に学ぶという意味で必要なことと考えます。そこでお伺いします。

国の動向、近隣のエアコンの設置状況をお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、子育て支援課から、先に、近隣市の保育施設のエアコンの設置状況についてお答えいたします。

銚子市公立4施設、匝瑳市公立4施設と民間が8施設及び香取市が公立12施設、こちらの保育施設において保育室での設置は全室完備されておりましたので、報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課から小・中学校のエアコン設置について回答いたします。

まず、国の動向から申し上げます。平成30年4月、学校環境衛生基準が改正され、10℃以上30℃以下とされていた教室の望ましい温度が、17℃以上28℃以下と変わりました。

また、この夏の暑さを受け、菅官房長官が記者会見で「来年のこの時期に間に合うよう政府として責任を持って対応したい」との発言がありました。その発言の後になりますが、例年では新規の追加要望については認められませんでした。文部科学省より、平成31年度の補助事業として、エアコン設置についての追加要望調査がありました。ただし、補助率の引き上げや制度の変更については、今のところ何も示されておられません。

旭市内小・中学校の普通教室においては、暑さ対策として平成24年度に全ての普通教室に扇風機を設置しておりますが、エアコンにつきましては、多額の費用もかかることから、現在一部を除いて設置されておられません。

次に、近隣の状況につきましては、千葉県が過日発表しました平成29年度4月1日時点での普通教室の空調設置率によりますと、旭市が1.7%、香取市が100%、銚子市が2.7%、匝瑳市が2.2%とのことでした。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） 近隣の状況をお伺いして愕然といたしました。子育て支援に力を入れている旭市ですから、エアコンの設置率も高いものと思っておりました。おのれの不明を恥じると申し上げ、これを機にエアコンの設置を強く市長に要望いたします。

その前に、ない袖は振れないといいますので、財政課長に合併後の財政状況をどのように見ているのかお伺いします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えいたします。

合併後の財政状況ということでございますが、現在の旭市は、財政調整基金の積立額が増

えるとともに、財政の健全性を図る数値も改善しておりまして、非常に健全な財政状況にあると言えます。これは、合併以降、歳入が安定的に確保されてきたこと、その一方で、歳出は定員適正化計画の着実な実行によって人件費の削減、事務事業の継続的な見直しなどによる削減を進めてきたこと、さらには交付税算入のある有利な起債を活用してきたこと、こうした取り組みの結果が、財政調整基金の増加と財政の健全性を示す数値の改善として表れている、このように理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

あとは、市長のご英断をまつばかりです。市長のお考えをお伺いして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、米本議員からエアコンの設置について、ぜひやってほしいというようにお話でありました。財政とほかの近隣と色々なことの回答をさせていただきました。確かに、今年は、本当に例外といいましょうか、非常に猛暑という夏でありましたし、私も7月に古城小学校の学校訪問をいたしました。そしてまた、この教室に入ってみて、子どもたちにもその状況を聞いたところでありますけれども、子どもたちは結構強いなど、そんなような感じで、暑くないのかと私が聞きましたら、そんなにも暑くないですというような回答がありました。

しかしながら、全国的に猛暑の中、エアコンの設置は各自治体、団体ともやっているわけでありまして、そういったことも含め、そしてまた、これまで何の施策もしていなかったということではなく、平成24年にこの議論は、エアコンの設置の議論は議会でもかなり前からいろいろ議論されておりまして、エアコンを設置する前に耐震化や非構造部材の整備、そういったものもやらなければならない、そんな状況がありまして、取りあえずは扇風機を各教室に入れようというようなことの中で、扇風機の設置をしたわけでありますけれども、今年は本当に猛暑が続いたわけでありまして、熱中症が発生したらと、そんなような心配はいろいろと全庁的に考えていたところであります。財政のほうもゆとりがあるというようなことの中で、ぜひ今年状況を踏まえまして、設置に向けて2か年計画というようなことの中で準備を進めていきたい。

ただ、いろいろ設置に向けては課題もあろうかと思えます。国が補助事業の対象にしてくれるのかどうかという部分もありますし、恐らく小学校、中学校全部入れると十数億円という大金がかかるわけでありまして、これが今の自治体の状況の中で、旭市の状況の中でやれるのかどうかという部分、課題もいろいろあると思えますけれども、2か年計画で小・中学校全ての教室にエアコンの設置を進めていきたい、考えていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（島田和雄） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願ひます。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。大きく分けて6点の質問を行います。

大きな1点目は、市バスについてであります。その目的と利用状況についてお尋ねします。

現在、2台のバスを所有していますが、その29年度の総経費、これについては1台3,000万円のバスを20年使用するとしたら、1年の減価償却は150万円で、2台だと年間300万円となりますので、それに平成29年度のバスにかかわる決算額、そして、このバスを所有している目的についてお尋ねします。

そして、2台の合計の運行可能日、その稼働日数と稼働率、そして学校などそれぞれの稼働日数とそれらの比率、また使用日が重なる場合、市では補助金で対応しているのか、それとも各団体の実費なのか、補助金の名称と件数、金額についてお尋ねします。また、実費の場合の件数と概算額についてお尋ねをします。

次は、契約についてであります。市バスの委託業務契約の委託金額と契約書の総則第1条第6号から11号の内容についてお尋ねをします。

次に、大きな2点目は学校問題についてであります。まず、1として、学校あり方検討委員会の提言についてであります。何を目的に委員会を設置したのか、また提言の内容についてお伺ひします。

2番目は、小・中学校のエアコンの設置についてであります。私、視点を変えて質問しますが、今年の夏は、猛暑で、全国で熱中症にかかり亡くなった方や入院した方が多数いると報道されました。そういう中で、先ほど、このエアコンの県内、それから近隣の設置状況

につきましては答弁されましたが、原稿が作ってあれば、再度、もう一度これについてお尋ねしたいと思います。

そんな中で、本市でも一部エアコンをつけてあるという答弁でしたが、それはどこなのかお尋ねします。

3点目は、危険な塀の関係でございますが、新聞やテレビ報道によると、学校のブロック塀が倒壊し、小学生が亡くなったと聞いています。本市では、教育施設でそのような塀が何か所あるのかお尋ねします。また、通学路の中でそのような塀があるのかも併せてお尋ねします。

4点目は、全国の学力・学習状況調査であります。県平均と比較して本市はどのようになっているのか。また、前回と比較してどのようになっているのかお尋ねします。それと、県内での順位、また今回のこの結果についてお尋ねします。

大きな3点目は、新庁舎建設に伴う職員駐車場についてであります。新庁舎も平成32年度中に完成し、平成33年度からは新しい庁舎で業務が開始されます。快適な環境で市民のための行政運営ができると思われれます。そういう中で、職員の駐車場をどのように考えているのかお伺いします。

大きな4点目の企業誘致についてであります。その1として、工業団地の分譲も終了し、大規模な製造業の企業誘致は非常に難しいと考えます。市長の掲げた雇用の場の確保のための取り組みについて、企業誘致の取り組みを前年度と今年度、どのように行っているのかお伺いします。

2つ目として、企業誘致のための旭市のセールスポイントについてお尋ねいたします。

また、製造業などの施策から観光施設サービス業に対する優遇措置をどのように考えているのかお尋ねします。

大きな5点目は、決算の状況についてであります。平成29年度決算での実質収支は7億6,570万円、平成28年度に比較して大幅に減少しました。この半分以下になったのは、財政状況が非常に厳しくなったのか、また、平成30年度当初予算の繰越金は5億円あります。実質収支の2分の1を積み立てると約3億8,000万円程度の繰越金となりますが、歳入欠陥になり、非常に財政状況が厳しくなったのではないのかお尋ねします。

次に、2点目は、下水道特別会計であります。平成29年度も一般会計から3億9,000万円もの多額の繰出金を受け入れています。わずか1,800戸弱の接続世帯で、1世帯当たり22万円もの税金を投入している状況です。今年度の決算内容を踏まえ、どのように経営改革を

行っていくのかお尋ねします。

大きな6点目は、災害時の対応についてであります。本年度、西日本地域では大雨等による災害が発生しました。また、今月の6日には北海道で大きな地震があり、現在もお行方不明の方が多数おられます。災害に見舞われ、亡くなられた方々には、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。また、一日でも早い復旧・復興を願うものです。

そこで、災害はいつ起こるか分かりません。このような西日本地域での災害や先般の北海道での地震での救急車の出動はどのようになっているのか、また本市の救急体制はどのようになっているのかお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わり、あとは自席で行いますが、単純明快な答弁と議事録は未来永劫に残るということを念頭をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 私からは、市バスについてお答えいたします。

まず、（1）の目的と利用状況についてというご質問です。

その中でも、まず29年度の経費ですけれども、今回の議案の第1号の決算の日程の中にあります決算書の89ページに、市バスの運営事業が記載されております。これは2台合わせての経費ですけれども、992万828円です。内訳の中には、車検等の経費、それから車の保険、それから運転の委託料、委託料分が中でも大きいものです。これが2台で565万7,178円かかっております。

続きまして、所有している目的です。目的につきましては、市が主催する式典や行事に市民を送迎するほか、学校や市の関係団体が実施する行事、大会等に参加するために使用することなどを目的としております。

続きまして、稼働日数と稼働率です。平成29年度の状況ですけれども、まず1号車について申し上げます。運行可能日が355日、稼働日が231日、合計しますと2台合計で運行可能日が711日で、稼働日が405日、稼働率が57%となっております。

それから、その利用の状況、団体ごとなんですけれども、まず、29年度、学校関係での使用が248件、それから教育委員会での使用です。この教育委員会の使用というのは、公民館活動、それから文化クラブ、しおさいマラソンとか卓球大会、そういったものの使用となります。これが95件です。それから市のイベントや行事、それから視察等の使用が58件、そ

の他のそれ以外の団体の使用が20件です。合計しますと、2台合わせて421件となっております。

(発言する人あり)

○市民生活課長（宮負賢治） それでは、ただいま申し上げました利用件数全体421件について比率を申し上げます。まず学校です、58.9%、教育委員会関係が22.6%、市の関係が13.8%、その他が4.7%となっております。

それから、補助対象ということでございますけれども、特に市民生活課のほうでの補助制度というのはございません。ただ、小・中学校のほうにおきましては、バスが空いていないということで、民間のバスをチャーターしているという状況があるということで、それにつきましては、昨年度におきましては100台ほどあったというようなことを伺っております。

以上です。

(発言する人あり)

○市民生活課長（宮負賢治） それでは、この補助対象の関係は担当する課の課長にお願いすることとしまして、私のほう、(2)の契約に申し上げます。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） ただいまの答弁漏れがあったようでございますので、それでは担当課の課長、答弁をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、学校教育課のほうから、実費の件数、概算額というところでお答えしたいと思います。

学校教育課のほうで市バスの使用要綱に適合するんだけど、いろいろな日程の都合等で使用できず、民間バスを使用した件数、ただいま100台という答弁がございましたけれども、費用にいたしますと約700万円でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 補助金についての答弁は、生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） 生涯学習課でございますけれども、子ども会がバスを使うときに、子ども会の経費の中で出しております。もちろん、その子ども会に対しては補助金は出してございますけれども、直接は出ておりません。ちなみに子ども会では、1台当たり3万円の補助をしております。

以上です。

○議長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 市バスの補助金に適合するかどうかは分かりませんが、バスの借り上げ料というようなお金がありまして、そこでバスを使ってもよいということにはなっております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） では、学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 200万円、8件というのは、競技会の参加補助ということで8件と200万円を出してございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、執行部より発言を訂正したい旨の申し入れがありましたので、発言を許可いたします。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど、米本議員の質問に対しまして答弁をした中で、古城小学校へ学校訪問した際に、暑くなかったというような話を、生徒がそういう話をしていたということを回答いたしましたけれども、実質的には干潟小学校でありまして、古城小学校は冬に訪問しまして、干潟小学校の生徒がそういったようなことを言っていたということでありますので、ご了解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 引き続き、高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） それでは、1の市バスについての（2）契約について、委託金額と契約の条項に関することにつきましてお答えいたします。

まず、委託金額の関係ですけれども、市バス2台の運行につきましては、民間の業者へ委

託をしております。運行業務と整備管理業務委託ということで委託をしておりまして、1台1日当たり1万3,938円という単価契約をしております。

それから、契約の約款の中にあります総則の内容ということですが、第1条は、総則ということで、発注者及び受注者は、この契約書に基づき、業務委託仕様書に従って、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならないというふうなことで、基本的なことが定められております。

その6項ですが、この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

それで、7項では、契約書に定める金額、支払い、そういったものの通貨は日本円とする。

8項では、発注者と受注者との間で用いる計量単位は、計量法に定めるものとする。

それから、第9項では、期間の定めについては、民法の定めによる。

(発言する人あり)

○市民生活課長（宮負賢治） 今、6から申し上げたところですが、まず6項では、言語は日本語とする、7項では、通貨は日本円、8項では、計量単位は計量法、9項では、期間の定めは民法、それから契約は、日本国の法令に準拠するもの、11項では、裁判の関係ですが、日本国の裁判所をもって行くと、そういったことが記載されております。

以上です。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） それでは、2の（1）あり方検討委員会の提言についてというところの目的でございます。

近年、全国的な少子化が進み、児童・生徒の減少に伴う学級数の減少から、学校の小規模化が広がりつつあり、旭市においても、同様に、学校の小規模化に対して真摯に向き合う時期にきている。このようなことから、次代を担う子どもたちへの教育効果を第一に考え、各学校の規模や地理的条件、また地域とのかかわりや地域コミュニティの活性化などの幅広い見地から、子どもたちにとって、より充実した教育環境が提供できるようにするため、平成28年7月に設置いたしました。

次に、提言の内容でございます。

まず、適正規模について。小学校においては、多様な考え方を持つ児童が出会い、その中で社会性、協調性を培い、お互いに学び、ふれあい、切磋琢磨しながら人間関係を形成していくことが重要であるため、クラス替えが可能な12から18学級、1学年2から3学級を望ま

しい適正規模とする。

中学校においては、小学校と同様、さまざまな人間関係に配慮した学級編制や教育指導の充実を図るためのバランスのとれた教員配置が可能であり、部活動や学校行事においても切磋琢磨する環境をつくることのできる12学級から18学級、1学年4から6学級を望ましい適正規模とする。

次に、適正配置についてでございます。

現在の旭市において望ましい適正規模となっている学校は、小学校においては15校中1校、中学校においては存在していません。このため、小・中学校ともに望ましい適正規模である12から18学級の学校を念頭に置いた適正配置を検討していくものとする。ただし、単に現在の学校の規模だけでなく、学校を取り巻くさまざまな現状や児童・生徒数のより詳細な将来予測等を踏まえ、将来に向けて学校の良好な教育環境を維持していくという長期的な視点に立ち、学校の望ましい適正規模を安定的に維持できるようにすることを念頭に置く必要があるということになってございます。

最後に、今後の適正規模・適正配置の検討を進めるに当たってという記述もでございます。現在、旭市においては、小学校での複式学級及び中学校での単学級は存在しない。しかし、今後、適正規模・適正配置の検討時期を見きわめるためには、早期に中・長期的な児童・生徒数の詳細な将来予測の調査と、学校施設の老朽化に伴う改修や建て替え時期などの把握に努め、総合的に判断しながら進めていくことが必要である。

また、検討に当たっては、児童・生徒や保護者、地域等の方々からの期待に応えられるようなより魅力的な学校とするよう努めることや、適正配置による児童・生徒、学校運営等への影響もできるだけ少なくするよう、さまざまな配慮が必要である。例えば、通学距離が延びることで、児童・生徒の学校生活における学習意欲やさまざまな活動に影響を与えないよう、通学時の安全確保や通学時間の短縮などを考慮したスクールバス等の配慮が必要である。

そして、最も大切なことは、保護者や地域住民等との協議の場を設け、学校の適正規模・適正配置の必要性について丁寧な説明を行い、十分に理解を得られるよう努めることであるというところで、こちらが提言の内容となっております。

次に、(2) エアコンについて回答いたします。

近隣の状況をもう一度説明ということでございました。小学校のエアコンの設置について回答いたします。

先ほど質問がございました米本議員の回答と重複してしまいましたが、千葉県が過日発表し

た平成29年4月1日時点での普通教室の空調設置率によりますと、旭市が1.7%、香取市が100%、銚子市が2.7%、匝瑳市が2.2%、そして県平均では44.5%とのことでした。

続きまして、エアコンの設置してあるところはどこかということでもございました。

まず、普通教室でエアコンがついている教室は、特別支援教室で4教室ございます。普通教室以外といたしましては、基本的には、校長室、職員室、保健室、PC室等が設置してある部屋でございます。

次に、学校の危険な塀等というところでもございまして、危険な塀がどのくらいあるかというご質問でもございました。

市内の小・中学校のブロック塀について調査を行いまして、現行基準で不適格なブロック塀は、プール施設では9校、小学校8、中学校1、敷地を囲う塀としては3校、小学校2、中学校1、児童がボールをぶつける投てき板が3校、小学校3ございました。

なお、敷地を囲う塀や投てき板については、現在改修を進めております。プール施設につきましては、現時点で立ち入りをしないよう措置済みであり、今年度中には改修を完了させる予定で、本定例会において補正予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校教育課からは、通学路における個人が施工する危険と思われるブロック塀はあるかのご質問について、把握状況についてお答えをします。

まず、児童・生徒の通学路等の状況調査については、毎年、市内の小学校5校ずつを保護者や学校、関係機関と合同の安全点検を実施しております。合同点検を実施していない学校についても、各小学校が中心となり、地域の方々と協力して安全点検を実施しているところではあります。

通学路における危険と思われるブロック塀について、各学校を通じ報告があった件数で申し上げますと、傾きやひび割れにより危険と思われる箇所は、現在のところ4か所でございますが、引き続き把握に努めてまいりたいと考えております。

続いて、学校教育課から（4）全国学力・学習状況調査についてということで、まず県平均との結果はとのご質問についてお答えします。

ご存じのように、この調査は、義務教育の機会均等と維持向上の観点から、児童・生徒の学力と学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として、平成19年度より実施されているものでございます。

この調査といたしまして、国語と算数・数学並びに3年ごとに実施される理科の3教科において、主として知識に関するA問題と主として活用に関するB問題によって構成されています。小学校6年生及び中学校3年生を対象に、今年は4月17日に実施され、7月31日に国と都道府県ごと等の結果が公表されたところでございます。

ご質問の県との比較というところでございますけれども、平成29年度より序列化や過度な競争を防ぐため、県・市の平均正答率は整数値での公表となりましたので、ご了解をいただきたいと思っております。

それでは、各教科に関する調査結果で、平均正答率についてご回答いたします。

小学校については、国語A、県70%、旭市69%、国語B、県53%、旭市53%、算数A、県62%、旭市62%、算数B、県51%、旭市48%、理科、これはA、B一括したものでございます。県61%、旭市60%となり、3教科の平均正答率は、県が約59.4%、旭市約58.4%でございます。参考値ではありますが、小学校は県と比較すると約マイナス1.0ポイントとなっております。

続いて、中学校でございますが、国語A、県76%、旭市74%、国語B、県61%、旭市60%、数学A、県64%、旭市62%、数学B、県46%、旭市43%、理科、県65%、旭市64%となり、3教科の平均正答率は、県が約62.4%、旭市は約60.6%でございます。小学校と同様に参考値ではありますが、県と比べると約マイナス1.8ポイントとなっております。

また、本市の調査結果を昨年度と比較しますと、参考値ではありますが、小学校の平均正答率は、県と約0.7ポイントと、それぞれわずかに差は広がる結果となりました。中学校においては、平均正答率は、県とは約1.9ポイントと、それぞれ逆に差が縮まる結果となりました。

続きまして、前回との比較とのご質問ですがけれども、今回と前回について千葉県順位をお答えします。平成30年度の3教科の平均正答率では、千葉県、小学校が32位、中学校は31位でした。平成29年度の2教科の平均正答率では、小学校が29位、中学校が37位でした。

続いて、県内の順位ということでございますけれども、国のほうから平成30年度の実施要領において、調査結果の公表に関しては、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争は生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であるとされています。

また、平均正答数や平均正答率との数値について、一覧での公表やそれらの数値により、

順位を付した公表等を行わないということになっておりますので、学校現場や関係者等の意見を踏まえ、本市においては、市内各小・中学校の結果の公表は行ってはおりません。

最後に、考察ということですが、分析と活用というところでお答えをしたいと思います。

本調査は、教科に関する調査と、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査の2つからなっております。

まず、教科に関する調査結果については、主として知識に関するA問題と主として活用に関するB問題の設問ごとに課題を分析し、市全体の傾向をまとめるとともに、授業改善に向けたポイントを学校訪問や各種研修会において指導してまいりたいと考えております。

また、児童・生徒の基礎学力の向上を図るため、学校支援の充実を目指し、今後も関係課と連携協議の上、教諭補助員やALT等、個に応じた指導支援の充実に努めていきたいと考えております。

次に、生活習慣や学習環境等に関する調査結果については、学力向上、学習習慣の確立については家庭での過ごし方も大切であることから、家庭学習の進め方に関するパンフレット等を作成し、市内小・中学校の保護者に配布しているところでございます。今年度は、子どもの実態に寄り添った内容を提示できるよう、小中別に作成し配布予定となっております。

学校教育課からは以上でございます。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうからは、大きな3番、市の庁舎建設に伴う職員駐車場ということで、本庁舎移設後の職員の駐車場確保をどう考えているんだというご質問に対して、答弁をさせていただきます。

これまでも説明してきましたが、新庁舎建設に当たっては、来客用と公用車の駐車場のスペースは確保する予定でございますが、職員駐車場は計画をしておりません。

当面、現在使用しております駐車場を引き続き利用することを予定しておりますが、新庁舎完成に伴う行政機能の集約により空くこととなります第二庁舎、現在の環境課と都市整備課入っておりますが、その第二庁舎は耐震性をクリアしていないため、取り壊しの上、駐車場への代替を予定しております。

また、周辺施設では浄化機能を終えました東町都市下水浄化施設が駐車場への代替として見込まれております。

その他、現在の本庁舎の敷地も当分の間、駐車場としての暫定利用することも可能かと考

えております。

また、近接いたします東総広域市町村圏事務組合の建物は、老朽化が著しく、近い将来において旭市の空き庁舎への移転等について、内部で検討していると伺っているところでございます。検討が進む中で、建物の敷地は旭市の市有地であることから、返還いただいた上で駐車場としての利用が考えられるところでございます。

市といたしましては、これらの市有地を60年、70年先まで見据えた長期的な視点に立って、職員の駐車場確保をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから、企業誘致について、まず前年度と今年度の取り組みについてということで申し上げます。

まず、昨年度の企業誘致についての取り組みでございますが、既に議員ご承知のとおり、鎌数、それから干潟、さくら台の両工業団地は、既に売却が終了しているところでございます。このため、私どものほうでは、県主催によります企業誘致の関連イベント等に積極的に参加しまして、空き物件等の情報提供、また情報の収集等を行っているところでございます。

また、本市への進出に意欲のある企業に対しまして、優遇措置等の情報提供を市のホームページで行っているところでございます。

また、今年度の取り組みにつきましては、昨年度と同様に県を經由しての情報提供と企業誘致関連のイベント等への積極的な参加、さらに金融機関との連携を図りながら、企業誘致を推進していきたいと考えているところでございます。

続いて、2番目でございます。企業誘致のための優遇施策ということで、まず市のセールスポイントということでございますが、現行の企業誘致条例の関係についてご説明いたします。

旭市の企業誘致における優遇施策につきましては、旭市企業誘致条例に基づき、対象となる土地、建物、償却資産に係る固定資産税の課税免除でございます。これは、新設また増設する場合も適用されております。対象となる業種につきましては、市内全域につきましては製造業のみということでございますが、一部の工業団地におきましては、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、また研究所も対象となっております。

また、このほか課税免除以外では、工業団地に限りませんが排水処理施設の助成措置、また緑化事業を行った場合の助成措置がございます。

それと、製造業から観光サービス業に対する施策ということですが、現在の企業誘致条例につきましては、主に製造業が主となっております。

なかなか工業団地等もいっぱいになって厳しいということですので、先ほどの対象業種を幅広く今後は見直すことで、産業の振興または企業誘致につながればと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな5番、財政の状況についてのうち、（1）一般会計についてのご質問にお答えをいたします。内容は2点あったかと思えます。

まず、一つ目としまして、平成29年度の決算で実質収支が減ったことについてのご質問でございます。ご質問にもありましたとおり、29年度の一般会計の実質収支額は7億6,580万7,000円となっております、前年度より大きく減っております。この主な要因は、臨時財政対策債の発行を決算見込みを見る中で可能な限り抑制したことが理由でございます、決して財政状況が悪くなったからということではございません。

もう一つ質問で、実質収支の中の2分の1は積み立てをするから、そうすると30年度の予算5億円を組んでいることが歳入欠陥を起こすのではないかというご質問がございました。2分の1の積み立てにつきましては、確かに地方財政法の中で定められておまして、時期については翌々年度までというふうに地方財政法の中で定められております。したがって、今年度、この後の財政状況、収支見込みを見ていく、あるいは来年も踏まえる中で、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） （2）下水道事業特別会計について、回答いたします。

下水道事業につきましては、面整備を休止いたしまして、予算規模は縮小しておりますが、起債償還のための公債費が増加しており、予算全体での減額は限られ、一般会計からの繰入金に依存している状況にあります。

平成29年度決算の一般会計繰入金は3億9,400万円で、下水道事業特別会計歳入の約64%となっておりますが、この繰入金のうち約2億9,100万円は総務省の定める基準内繰り出しであり、交付税算入されております。

この繰入金の削減を図るため、国道126号沿いの未整備区間を整備することによる収支を

試算いたしました。区域は、東側が大正道路から警察署入り口まで約600メートル、西側は市役所北側から約550メートルです。

試算の結果は、東側は仁玉川を横断するため深く掘削しなければならず、ポンプ施設も必要となるなど多額の工事費が必要となり、処理施設の維持管理費、供用開始区域での接続率を加味した使用料収入を比較いたしますと、大きな増収は見込めず大幅な改善にはつながらないものと判断いたしました。今後も使用料収入を増額して繰入金を削減できるよう、区域内の水洗化率向上のため普及促進を継続し、また施設を適切に維持管理して歳出を抑えられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 消防長。

○消防長（川口和昭） 私からは、6、災害時の対応についての中で、救急出動関係、現状の救急対応状況と体制などについてご回答いたします。

現状の救急対応につきましてではありますが、旭市消防本部の救急車は、消防署、3分署に各1台、合計4台を運用し、救急業務を行っております。

救急要請のあったときの対応についてですが、車両の出動順位は、ちば消防共同指令センターにおいて救急車の位置情報を常に把握しており、救急現場に一番近い救急車が選定され、救急事案に対応しております。

一例としましては、旭市内で病院引き上げ途上の救急車が要請のあった救急現場に一番近い場合は、その車両が出動することとなります。

なお、旭市内の救急車が全て出動してしまい、残りがゼロ隊となった場合は、千葉県広域消防総合応援協定に基づきまして、隣接する消防本部の管内から救急現場に一番近い救急隊が選定され出動します。このとき、同時に旭市からは、救急現場に一番近い消防車両が出動して、隣接する消防本部の救急車が到着するまでの間、救急支援として隊員が応急処置を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問をします。

まず、市バスでございますが、稼働率が5割台ということでございます。その少ない要因についてお尋ねします。そういう中で、このような状況では、バスを持っている意味がないと思うんですが、そのためには、むしろ補助金で対応したほうが効率的、また公平性が保た

れるのではないかと思いますので、併せてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） まず、市バスの利用の少ない要因はということでございますけれども、年間の市バスの利用状況を見ますと、冬場の1月から4月が非常に利用率が低いと、そういうような状況がありまして、年間を平均しますと、先ほど申し上げたように57%になっているというような状況がございます。

それから、バスの補助という、持っている意味がないということで、補助のほうがいいんではないかというようなことでございますけれども、市といたしましては、バスを購入して20年程度使用するという中で、これを全部民間に委託して、その分を補助するというものを比較してみますと、市で購入して持っていたほうが安いというようなことで、購入したバスを皆さんに利用していただいたほうが、費用対効果の面では有利になるのかなと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 持っていたほうが安いと言いますが、バスを持っていたって運転手もいないわけですよ。そんな中で、じゃ、運行可能日数からしたら、今の利用状況を見たら、補助でも何でも変わらないわけですよ。そんな中で、あと対応できない分を補助金だの、それから自己負担でやっているでしょう。先ほども教育課長から答弁ありましたが、学校での部活関係で年間100台、概算額で約700万円も父兄が負担している状況なんですよ。そういう中で、父兄の負担を軽減させるためにも補助金での対応はできないのか。また、そのような検討をしたのか。これは、むしろ市長にお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） すみません。検討という部分ですけれども、平成29年度におきましては、2号車を買替えるということで、既に進んできておりまして、現在、バスを組み立てているというような状況でありまして、特に本年度におきましては、そういったことで補助金の検討というのはしておりませんが、先ほど申し上げましたように、市バス購入のほう有利になるというような考えを持っております。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 明智市長。

○市長（明智忠直） いろいろと精査しなければならない部分、それは庁内で検討させてもらっているわけでありまして、市で購入した場合と委託した場合、その際の損失といたしまししょうか、そういった部分を比べて、メリット・デメリット、そういったものもいろいろと研究をさせてもらっているところであります。

ただ、一つ言えることは、やはり市民サービスの観点から、バスを持っていなければ急遽委託すると、民間のバスを利用するということになっても都合がつかない場合があるというようなこともありまして、ぜひ市民サービスの観点からもバスは持っていたほうがいいのではないかということで、今維持をしているところでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 急遽とかなんとか言いますけれども、今のバスの使用ですか、それについてはかなり前から計画的にやらなくちゃ、今日が明日では、この市のバス使えないんですよ。ちょっとそれは答弁違うと思うんですね。

そんな中で、市は、事務事業の見直しをするために、行政改革推進課を設置して行革を進めているわけでございます。このバスの運営事業について、稼働率が悪い中、また使用日数が重なった場合、市バスが使用できなく、幾つかの課では補助金や実費負担で事業を行っているわけでございますが、この市バス運営事業に、これらを踏まえた中で事務事業の検討結果と結論についてお尋ねします。

また、それらの実態の中で今回の市のバスの購入を行ったものと思いますが、どのような検討結果で購入したのか、併せてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 事務事業の見直しという観点からのお話でございます。

昨年、庁議におきまして、来年度、すなわち今年度ですね、バスを購入するか、それとも議員おっしゃっているような補助制度に移行するかということを検討いたしました。その結果、市民課長からお話がありましたように、その利便の提供と維持コスト、あるいは補助金にした場合、補助金の額をどのくらいに設定するかというのもあるんですけども、バスはバスとして運用しながら補助制度を活用していくというのが、一番費用対効果としては大きいねというような結論が出まして、その上で今回のバスの購入をして、2台体制を堅持しながら、もう一つは、その補助制度を活用しながらやっていくのが一番賢明であるというよう

な結論が出たところです。

それと、先ほど来、例えば学校教育課のほうから補助金が出ている。これは、例えば中学校の部活動の選手の遠征費ということで、必ずしもバスだけに限った話ではございません。昨年の例で、8件で二百数十万円というお答えがあったんですが。昨年は飯岡中の野球部が九州のほうへ全国大会で遠征しておりますので、それでかなり去年については費用が出たということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(発言する人あり)

○議長(島田和雄) 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(小倉直志) それは踏まえた中ということですが、先ほど100件で700万円というお話がありました。すなわち、バス1台1日で7万円です。これに対して補助金を幾ら出すのか。補助金で全てを、7万円は当然出せませんので、その中で幾らに設定するのが一番いいのかというのを考えますと、先ほどバスの委託料は1台、1日当たり1万3,000円というお話でした。多分この7万円のうち、例えば3万円を補助するとかという、それだけでもう出てしまうというような関係がございますので、稼働率が低い中でどうなんだというお話もございました。

ただし、稼働率に関しましては、先ほど市民課長からお話もありましたとおり、冬場の時期、1月から4月の新年度の初めくらいにかけましては、利用が全く少ないという状況の中での57%ですので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

○議長(島田和雄) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) なかなか質問と答弁がかみ合わないんですが、あれでしょう、今の稼働日数ですか、稼働日数、それから経費と運行可能日を割り返したら、1日3万円弱なんですよ。そんな中で、かなりの市バスの運行基準に合うけれども、使えない人がいたりなんざりで、かなり不公平なんですよ。あなた方、結局そのために行革課があるでしょう。先ほどの答弁では、そこで検討していないと私は見ますよ。それについては答弁ありません。

いずれにしても、学校教育課では100台も、700万円も出してるわけですよ。それは重複するからでしょう。

(発言する人あり)

○20番(高橋利彦) いや、出さない。それは自己負担なんですよ。だから、やはり平等、みんなバスが重複して使えないから、そういう自己負担しているわけですよ。そのためには、補助金制度にしていくべきであったんですよ。今回バスを購入しないで。それは、もう4回

終わっていますから答弁しなくても結構ですが。

その中で、この契約ですが、先ほどの回答で、日本語とか日本円などの条文がありました。国内での契約でそのような条文を明記する必要があるのか。旭市は、ほかの市町村に先駆けて外国企業との取引があるからなのか。また、業務委託契約の場合、一般的には総則などは同様の条文と思いますが、他の業務委託契約も同様となっているのか。また、契約書は、一般的には委任者が作成すると考えますが、支払い方法は、当然銀行振り込みで日本円と考えるが、なぜこのような条文を明記するのか、併せてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 契約約款の中に、このような条文がなぜ必要かということがございますけれども、契約約款では、契約の関係、発注者と受注者の関係を明確にしていく必要があるという中で、こういった日本語とか日本円とか、そういったものが明記されているということございまして、この契約約款につきましては、市のほうで業務委託する場合に標準的にこれを使っているということございまして、そういった中で、こういった条文が入っているということでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 全く質問と答弁かみ合わないんですよ。ほかの契約書がみんなこういう日本語とか日本円とか入るのか。そういう中で、平成28年の1月に長野の軽井沢のスキーバス転落事故に伴い、運転手の労務管理が厳しくなりました。市では、委託先の運転手の運行管理、それから労働時間などについてどのように把握しているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） すみません、先ほどの契約書、なぜこういったのを使っているのかというようなことですが、市のふだんの業務でも使っているというようなことを申し上げたんですけれども、もともとは国が作成した約款を準用しております。

それから、労務管理の関係ですが、毎月日報ということで使用した日の日報が上げられておりまして、運転時間、そういったものが分かるようになっております。そういった中で確認する範囲では、そういった過労運転につながるような運行にはなっていないというふうに考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、それは市バスを運転したその労務管理の時間等は書いてあるでしょう。しかし、バス会社に委託した中で、バス会社が全体の中での労務管理がバス会社は問われるわけですよ。そんな中で、バス会社の運行管理まで把握できているのか。

それから、先ほどの契約書ですか、これについて国のと言いますが、国のは関係ないでしょう。ここはここの契約書でいいじゃないんですか、それをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 業務委託の発注先の会社の労務管理ということですが、会社のほうで労務管理はしていただくと、市から発注している運行分と合わせて、その会社が独自に行っている業務、そういったのを合わせた中での労務管理は、委託先の会社のほうで行うということでございますので、その会社独自の業務にまで、こちらでは把握はしておりません。

それから、契約書の関係ですが、契約書は国が作ったものを市のほうでも準用しているということでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議長、1回追加の質問、お許しいただけませんか。

○議長（島田和雄） 追加の質問というのは。

○20番（高橋利彦） バスの件で。

○議長（島田和雄） バスの件。

○20番（高橋利彦） ええ。

○議長（島田和雄） 大分前に戻りますけれども。

○20番（高橋利彦） いや、あれでしょ、学校問題。

○議長（島田和雄） バスの件ですか。

○20番（高橋利彦） あの契約の件で。

○議長（島田和雄） 契約の件で。今の続きでしたか。

○20番（高橋利彦） ええ。

○議長（島田和雄） じゃ、特別に前例にならないように、特別に。

○20番（高橋利彦） ありがとうございます。簡単に質問します。

○議長（島田和雄） 簡単をお願いします。

○20番（高橋利彦） この市バスの契約の中で、もし業者の運行管理に違反があった場合には、市に責任がないのかだけお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の5回目の質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 労務管理のご質問ですけれども、労務管理につきましては、契約約款の33条の規定をちょっと申し上げますと、受注者は業務委託従事者にかかわる労働基準法、職業安定法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法の規定、その他による労務に関する一切の責任を負わなければならないというような規定で契約しておりますので、委託先の責任でやっていただくことになっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 全く質問と答弁がかみ合っていないです。それはそれでいいです。

次に、学校あり方検討委員会の関係でございますが、教育施設の整備を最重要に掲げて、前市長や現市長は、耐震化や改築事業を推進して、全てが終了したと考えておりますが、そのような中で、先ほど老朽化とか何とかという答弁があったわけですが、今さら統廃合になると、市民はどのように受け止めるのかお尋ねします。

また、改修前であれば統廃合も考えられますが、市民の貴重な税金を投入して整備した施設、起債や補助金など、これらの問題はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） あり方委員会の提言についての中で、学校の改築をしておき、今になって学校のあり方に提言とはということでございますが、学校の改築におきましては、校舎の老朽化が著しく、耐震も不足していることなどから、以前から計画されたこともあり、良好な教育環境の整備の観点から必要なことですので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

旭市学校のあり方検討委員会につきましては、平成27年1月に文部科学省より公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引きが示されており、そして旭市総合戦略でも年少人口ゼロから14歳は緩やかではあるが、減少すると予想されていることなどから、今後の検討が必要だろうということで、平成28年7月に設置に至ったものであります。

また、平成25年に国が策定したインフラ長寿命化基本計画に基づき、旭市公共施設等総合管理計画が平成28年9月に策定されました。その中でも、学校施設については、統合や廃止の推進方針として、将来の児童生徒数予測などから、児童・生徒の良好な学習環境の確保を前提に、適正配置・適正規模のあり方を示し、保護者や地域との合意形成を図りながら進めていきますと示されております。今後もさらなる検討を進めていきたいと考えております。

ここにおいて、先ほどの補助金等ということでございますが、この国で示す統廃合の指針の中で進めていく分には問題ないというふうに考えております。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと質問と答弁がかみ合わない。改築、それが耐震が全て済んでいると思うんですよ。そんな中で、いずれにしましても近隣市では、廃止、統合、これは行ったと聞いていますが、施設の改修前で、これは全て近隣は施設の改修前だと思うんですよ。そんな中で、旭市は、やることなすこと全て遅いんですよ。もっと計画性を持って対応すべきと考えますが、いかがなものか。

まして、20年も30年も先のことを提言しても、全くこれは無意味です。全国の各地方公共団体は、計画性を持って行政運営を行っているわけですが、本市では、計画性がなく、無用な計画を作成し、これは全くの税金の無駄遣いであります。市長の任期もあと3年弱です。無用な計画ではなく、実行できる実のある検討をすべきだと考えますが、それについて市長にお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 小・中学校の改編については、それぞれ今地方の人口減少に伴ってそれ

ぞれ検討しているところであります。我々旭市にとっても、人口減少が著しく進んでいるということの中で、学校の再編は当然やらなければならないことではないかと、そのように思っているところでありますけども、それに到達するために、今いろんなあり方や人口問題、そういったものを調査しているところであります。旭市は、幸か不幸か小学校15校ありますけれども、100人以下の小学校、これから10年間推移しても、その割、多くならないということの中で、学校の本当に適正な学校経営の中で100人以下、もしくは複数学級と言いましょうか、1年と2年が一緒になってやる。そういったような状況がつけられるのは、まだまだ旭市では遠いというようなこともありまして、そういった状況を今精査、調査しているところでありますので、そしてまた、今のうちに、そのあり方の中で将来の学校再編はどうすべきかということをも市民に周知、理解してもらおうということが一番今は大事じゃないか。

いきなりこの行政のほうから学校を再編して、この学校とこの学校を統合するというようなことは、絶対に地域の住民にとっては理解しがたい問題であると、そのような思いの中で、今十分調査、検討をしているところであります。それが100人以下の規模になる15校が、そういったような学校が多くなるということは、今のところ10年くらいの中ではありませんので、そういった部分で今検討しているところでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、他の市町村でやっているのは改築前なんです。これでは、実効性の伴わない、実のない計画をただ単に策定するための提言でありまして、何の役にも立たないと考えております。今後の社会状況や経済情勢を踏まえ、無駄な計画策定ではなく市民が望む有効な実のある検討委員会の提言をしていただきたいと思います。いかがか、その辺をお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いずれにしましても、あり方検討委員会での報告書をいただきました。これからそのあり方検討委員会の報告書を基本に、学区・学校再編計画検討委員会、そういったものをつくりまして、2年くらいのうちに結論づけていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、小中学校のエアコンの設置についてお尋ねします。

国でも補助金を交付して設置を推進しています。県内の各市町村では、来年の夏までに間

に合わせるために、今年度補正予算を編成し、エアコンの設置工事を行うと聞いております。本市での設置予定、そして設置に当たっては、普通教室、また音楽教室などの特別教室も含めて、全ての教室に設置するのをお尋ねします。また、小・中学校の全ての教室に整備した場合の工事費と年間の維持費についてお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） お答えいたします。

国からの補正といいますか、その正確なものはまだちょっと伝わってきておりません、平成31年度の概算要求の追加というところでの今お話がございまして、本市のほうでも準備に入ったところがございます。先ほどのお話の中で、普通教室、特別教室の全てに設置をするのかというお話でございました。現在、普通教室と特別教室を含めて計画をしていこうというふうに考えてございます。

あと、設置費用ですか、設置費用につきましては、まだ検討を始めたばかりでございまして、全体的にどういうものを導入するかというふうに計算をしてあるわけではございません。直近で他市の施工費を基に計算いたしました。先ほども市長のほうから答弁がございまして、10億円ほどかというところではございまして、本当の概算でございまして、まだ機種、どういうものを導入というところまでは至っておりません。当然のことながら、そこまで至っておりませんので、年間の維持費のほうはちょっと計算ができていない状況でございまして、

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、まだどのぐらいかかるか分からないということですね。概略でも。

（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） いやいや、そんな中でどのぐらいかかるか分からない。また、維持費もどのぐらいか分からない中で、いずれにしろ全国的にこの設置することが予測される中で、この本市での予算、工事期間をどのように考えているのかを含めてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 平成31年度の国の補助事業のほうに、次の申請の時期に申請をいたしまして、その補助事業の中で、なるべくやっていきたいというふうに考えております。

(発言する人あり)

○庶務課長(栗田 茂) すみません。先ほどの他市のものから部屋で割り返して、概算で出したのが、先ほどの全部で10億円くらいというところでございまして、ただそれには個々の設計におきまして、電源の問題とか部屋の中で、そのどのようなエアコンを設置するかという、そういう関係もございまして、まだ具体的ではないですけれども、本当の概算ですが、そのくらいの金額というところで、本当の概々算ということでございます。

(発言する人あり)

○庶務課長(栗田 茂) 維持費につきましては、すみません、ちょっと。

(発言する人あり)

○庶務課長(栗田 茂) すみません。そこまでは申し訳ないです。計算しておりません。部屋数は、ちゃんと確認してはございますけれども、そこまではちょっと計算しておりません。

○議長(島田和雄) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) いずれにしても、エアコンの設置のために全国から機器の発注が集中すると考えられます。速やかな対応をお願いし、子どもたちの教育環境の整備に努めていただきたいと考えますが、いかがですか。

○議長(島田和雄) 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長(栗田 茂) なるべく早い時期に設置ができるように努力いたします。

○議長(島田和雄) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) それでは、危険な塀と通学路の安全確保でございますが、先ほどの答弁では、通学路に若干問題のある危険な箇所があるということでございますが、これにつきましては、今後このような通学路の民間の塀ですね、どのように対応していくのか、お尋ねします。

○議長(島田和雄) 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(佐瀬史恵) 確認された危険と思われるブロック塀に対して、どのように対応していくかということについてお答えします。

確認をしました場合には、建築基準法に係る改善指導については、県が行うこととされておりまして、市都市整備課を通じて、県の海匠土木事務所へ調査等の依頼を行っております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは、県がその個人に対して通達するようになっているわけですが、ほかの自治体では、危険防止のために、危険な塀の改修工事に対する補助金を交付して、通学路の安全確保に努めているところもあります。本市では、このような施策を実施する考えはあるのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） その件に関しまして、都市整備課からお答えいたします。

現在のところ、まだ調査のほうが県のほうの調査に入っておりませんので、県のほうの調査に入りまして、その結果を見ながら今後補助金等については検討していきたいと、そのように考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、学力調査について再質問しますが、旭市は、県内の平均と比較しますと、若干下回っているわけですが、今回の結果を踏まえ今後どのような教育方針で子どもたちを教育していくのか、教育長に具体的にお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） それでは、高橋議員のご質問にお答えいたします。

学力向上につきましては、学校教育の中心的な課題でありまして、変化の激しい社会情勢にあって、未来を切り開きたくましく生きる力を身につけることが求められております。知識、技能などの基礎、基本の学力を身につけるとともに、思考力、判断力、表現力を身につけ、分かるから、できる知識を生かして実践力、行動力に発展させることが大事であると考えております。

そこで、各学校では、学習への興味、関心を高め、学んだことを活用しようとする主体的な学びや発表や話し合いなどを通して、積極的に表現するなど、対話的な学びを通して授業改善に取り組んでおります。さらに、読書活動や体験活動など、特色ある教育活動を展開し、学力向上に取り組んでいます。

教育委員会といたしましても、今まで以上に教諭補助員、ALTの配置、保護者向けの学

力向上のリーフレットの配布、中学3年生の英語検定受験料補助等々、人的、物的支援を充実させながら学力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、大きな3点目の駐車場の問題でございますが、先ほどの答弁では、現在の駐車場とか、それから環境課の跡地ですか、それからこの本庁舎の敷地ですか、それを使いたいということでございますが、この駐車場問題については再三質問しております。そんな中で明快な回答が得られません。そこで、駐車場確保の目的は何なのか、明快な回答をお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

高橋議員は、今までもその駐車場確保についての目的、回答がないということでしたが、これは再三にわたって答弁のほうをさせていただいております。

（発言する人あり）

○総務課長（飯島 茂） いえ、市長のほうも、こういった地方の都市においては、市役所に限らず民間の企業においても、そういった通勤のために職員、また社員等の駐車場の確保は明確に必要だと、そんな答弁を何度もさせていただいております。個別にそれを全部申し上げましょうか、よろしいですね。

（発言する人あり）

○総務課長（飯島 茂） であれば、例えば29年9月、駐車場を確保する理由というようなことで、これについては議会開催時の市民の利用であったり、確定申告であったり、七夕の市民まつりと、そのようなことについても回答しております。同じくその9月議会においては、福利厚生ということも何度も質問をいただいた中で、これについては民間とのその均衡を考慮しつつ、その他の厚生に関する事項についてというようなことで、これに該当するということで答弁をさせていただいております。

また、29年11月議会においても、民間事業者の駐車場、これは例えば中央病院であっても、職員から1,000円の負担を取っているようでありますが、市の大きな企業等は、負担なしで、職員にも駐車をさせていただいております等、それから今年の6月議会では、地方自治法にない駐車場の手当の支給というようなことで、ご質問をいただいた中で、そういった駐車場

手当には該当しませんという答弁をさせていただきました。

また、市長におきましても、昨年9月議会、それから11月議会、それからやはり6月議会というような中でも、先ほど申しあげましたように、このような地方の都市においては、職員の駐車場の確保は必要であるといったような答弁も、重ねて高橋議員に答弁をさせていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 課長は、そういうことをとうとうと言いますが、自治法の中には、手当などの支給が明確に記載されていますが、駐車場手当は全くないわけです。その中で、以前の質問の回答でも、市長の職員に対する環境整備と言われましたが、職場の環境整備とは、業務を行うための環境整備であります。これは全くの違法なんです。どこの市町村でも、市が契約するところはありません。職員団体や個人が契約しています。そのような中で、新庁舎に移転しても、このようなことを続けるのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

高橋議員に先ほども申しあげましたように、当面は必要がありますから、引き続き駐車場のほうはお借りをしてまいります。今後、先ほど言いましたように、第2庁舎であったり、今回初めてお話し申しあげましたが、東総広域市町村圏事務組合、これは向こうの議会のほうで、匝瑳市の組合議員のほうから質問があつて、東総の事務所も古いよという中で、向こうの事務局長が、旭市が今新庁舎建設のほうを行っていると。その暁には、近隣施設もあるだろうというようなことで、そこら辺を借りることも内々で検討しているといったような向こうの組合議会として、公の議会としての中での発言があつたものですから、私はお話しいたしましたが、先ほども言いましたように、その底地約2,000平方メートル強ありますが、底地は旭市の土地でございます。仮に、もし東総がエアコンが壊れている、雨漏りもしているというような中で、新たな庁舎等に検討する中で、旭市の空き施設に入ってくるようなことであれば、返していただいて、そこについても職員駐車場に使うことができるのかな。ですから、しばらくご理解を賜りたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この問題について、市長は、駐車場を確保するのは私の使命だとかなんとかとっておりますが、じゃそれなら何も毎年1,000万円も出さないで、借り賃を払わないで、合法的であれば職員駐車場としてなぜ取得しないのか。そんな中で、先日、市民から手紙をいただきました。図書館の南に舗装されています駐車場があり、車が止まっていることを見たことがない。なぜ使用しないのかとの内容でした。行革の中では、市有地を処分し経費の節減や歳入の確保に努めています。そんな中で、なぜ今までと同じようなことを行うのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、土地のほうを取得しないのかという質問については、これもやはり私が前に回答させていただきました。旧3町におきましては、まさしく周辺の地権者等の合意をいただく中で……

（発言する人あり）

○総務課長（飯島 茂） ですから、うちのほうは、まさしく地権者の合意が得られない中で、賃貸であればいいということで現在に至っているということでございます。

2点目の東総文化会館駐車場ということでもございました。これについてお答えをさせていただきます。今回いろいろその議論になっておりますのは、仁玉川より西側といいますか、新たに拡張した7.7ヘクタールの部分でもございましたが、仁玉川から東側といいますか、県道側、これは3.5ヘクタールほどでしたか、ありますが、あちらについても、全て一体で都市公園というような位置づけでございます。ですから、図書館の確かに南側といいますか、そちらに図書館の駐車場が確保されております。それから、そのさらに南側といいますか、21世紀の森ふれあい広場だったかな。そのような名称で、やはり大きな広場がございますが、そちらは今申し上げましたように、あくまでも都市公園としての位置づけでございますから、市役所の職員の専用駐車場としての利用というものは、公然としてはできないわけでございます。例えば、まさしく市民の方が公園利用のために駐車をしておると、その中に一部職員の駐車場があるということであれば、それは許容範囲なのか。でも、大々的にあそこはあいているから職員駐車場としますといったことはできないということで、ご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 大きな4点目の企業誘致でございますが、県では知事がトップセールスで、国内はもちろん海外へ行って県産品や観光など、あらゆるもののセールスを行っています。また、どこの自治体でも首長がトップセールスを行っています。市長の行ったトップセールスについて、昨年と今年取り組みについてお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。  
商工観光課長。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） すみません、私のほうからよろしいでしょうか。

この企業誘致に関しましてのトップセールス的なものはいただいてないと思いますが、はい。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 明智市長。

○市長（明智忠直） 企業誘致については、県の土地開発公社に毎年、年に2回行ってます。情報交換と旭市にぜひ、その有力企業があったら向けてくださいという部分は、毎度お願いをしているところでありますので、具体的には、土地が今もう全部埋めてありますので、具体的なここへ来てくれというような部分はありませんが、県との意見交換といいたいでしょうか、そういった部分はしっかりとやっているつもりでありますので、よろしくお願ひします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 幾ら県に行っても、県にやはり各市町村から行っているでしょうから、そんな中で、やはり県頼りじゃなく自らがやるべきだと思います。それで、先ほども言いましたが、工業団地の分譲も終了したわけです。それで、製造業などの大規模な敷地を有する企業の誘致は難しいと思います。これからは、サービス業や観光施設などの新たな業種の誘致を積極的に行う必要があると思いますが、これには市長が率先して企業誘致に努めなければならないと考えますが、市長はなぜ積極的にセールスができないのかお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。  
明智市長。

○市長（明智忠直） 企業誘致の件については、いろいろ県の大きな組織に情報をいただいて、ある程度やらなければ、有力企業といいたいでしょうか、そういった部分は分からない部分もあ

りますので、そういった面では確実に、堅実に県とのつながりをやっているところであり  
ます。ただ、観光産業といいたましようか、そういった部分の中で、この旭市にというよ  
うなお話でありました。せんだっても、刑部岬の恋する灯台に認定をいただきました。あ  
の灯台、刑部岬の公園を中心にいろいろな面での観光開発、そういった部分は、地元  
のライオンズクラブやいろんな方々が協力して、旭市でも「打ち上げ花火、下から  
見るか？横から見るか？」の中でのモニュメントも造っておりますし、そういった部  
分では、多くの観光客を呼び込もうという努力はしているわけでありまして、その  
観光産業に通じるものであってほしいと、今いろんなPR面での考え方をまとめてい  
るところでありますので、刑部岬についてはそういった状況であります。

あと、雇用対策協議会で企業の皆さん方と大勢、その雇用対策協議会に入ってい  
ただきまして、今取りあえず私が市長になったころは30社くらいであったわけであり  
ますけれども、今は40社くらいに地元の有力企業の皆さん方が入っていただいで  
おりまして、その情報交換、あるいはまた関連した産業、そしてまた増改築に  
対しましての補助事業と、そういったものもこれからしっかりとやっていかなければ  
と、そのように思っているところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思  
います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、誘致のための優遇措置でございますが、企業誘  
致のための旭市のセールスポイント、これはどういうものを持っているのか、また  
あるのか。また、製造業などの施策から観光施設、サービス業に対する優遇策  
をどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それではお答えいたします。

まず、旭市の魅力でございますが、年間を通じて温暖な気候に加え、海と緑あ  
ふれる自然の豊かなまちでございます。また、野菜やお肉等、この食材、これは  
全国に誇れるものでございます。加えて子育て、医療、福祉の充実した非常に  
住みやすいまちであると考えております。地方進出を予定する企業には、こ  
れらの旭市の魅力を十分にPRし、ビジネスの場として活用いただけるよう  
広く誘致を図っていきたくて考えております。ご案内のように、現在の製  
造業に重点を置いた企業誘致の施策を見直しまして、現在の企業ニーズに  
マッチしました、また企業にとっても魅力のある優遇策となるように条例の  
整備等を進めてまいりたい

と考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 前に同僚の議員が、企業誘致のための優遇施策について質問しましたが、製造業を中心とした現在の優遇施策からサービス業、観光施設などに対する優遇施策を研究するとの回答がありました。早急に他の市の優遇措置よりも効果の高い優遇措置を講じて、少しでも多くの企業を誘致する必要があると考えますが、どのような施策を考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それではお答えいたします。

議員のおっしゃいました業種も含めまして、魅力ある優遇策となるように検討してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 近隣市と比較して有利な制度でないと、なかなか企業も進出しないと思います。どのような制度を考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それではお答えいたします。

近隣市と比較しまして、一概に比較するのは難しいと思います。近隣市もさまざまな企業誘致対策を図っているところでもありますので、これらを参考にしまして、繰り返しになりますが、企業にとって魅力のあるような優遇策、企業ニーズにマッチした優遇策となるように進めてまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、次の一般会計についてであります。先般の議案質疑で私はびっくりしました。道路整備の要望に対して、補修工事では、旭地域で要望に対して2.9%、新設改良工事では、干潟地域で2.5%と、非常に低い達成状況です。市民からの要望を行わない、つまり事業を行わないということはお金がかかりません。それで財政状況がよいというのは、どのようなことなのか。また、今後市民要望の多い道路関係の整備を達成す

るのには、前回の回答では17年でしたが、今回の回答での達成率2.5%となると、40年もかかってしまいます。この場にいる人は亡くなり、この世にはいません。見せかけだけの財政状況ではないのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私、財政課のほうから、私が答えられる範囲の部分について、まずお答えしたいと思います。

要望に対して率が低いと、それで財政状況がよくなっているというようなお話もございました。道路予算につきまして、少し状況を見ますと、決算としては、年間10億円以上やってきているところでございます。さらに28年度から29年にかけて、あるいは29年から30年にかけて、その単独の維持補修ですとか新設改良というような事業についての予算額の枠も、増やしているところでございますので、その辺はご理解をいただければと思います。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 道路補修とかそういうものは、予算、決算で増えたところがないんです。それをあまりやりますと時間がなくなりますので、それで性質別歳出の状況を見ますと、人件費、扶助費、公債費などの義務的な経費です。これは、29年度は3%増えています。歳出の決算額が減少した中で、義務的経費が増加しますと、財政の硬直化につながってくるのではないかと思います。

そこで、交付税も合併特例期間の終えんを迎え、激変緩和措置で年々工事も減少しています。交付税もひもつきで借金の公債費の交付税算入額と中央病院の繰出金の病院部分の算入が大幅に増加していますが、それ以外の大部分が減少しています。合併時と比較して、直近の交付税算入額の公債費分、それから中央病院分の増減額についてお尋ねします。そのような中で、財政上問題がないのか、併せてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えいたします。

大きく2つございました。大きな1点目としては、その義務的経費の割合が増えているということがございました。パーセンテージという言い方をなさいましたけれども、これにつきましては、総体的にその比率として増えたというものでございまして、実際の決算額のほ

うを見てまいりますと、決してそんなに増えているというふうには理解しておりません。逆に言いますと、分母が減ったから、それに伴って分子は同じくらいだけれども、数字が増えているということでございます。

一つ一つちょっと見ていきますと、人件費については、金額としては5,600万円ほど増えております。ただ、これは共済の掛金の分が増えているということございまして、私どものその給料の分が増えているというものではございません。扶助費は、若干増えております。社会保障は年々右肩上がりが増えておりますので、1,300万円ほど金額で増えております。それと、もう一つの公債費、公債費につきましては減っております。1,400万円減っておりますので、そういった需要があるということをご理解をいただければと思います。

それと、大きなもう一つのほうで、地方交付税の話がございました。地方交付税につきましては、これまでも何度もご回答をしているところでございますが、今回、29年度の決算を議会に出しておりますので、平成18年のときの数字と29年度の決算の交付税というのを比較して、少しお話をさせていただきたいと思っております。

まず、市の交付税の総額でございますが、特別交付税と普通交付税両方合わせますと、29年度は88億7,700万円くらいということで、18年度と比較して12億5,000万円ほど確かに増えております。

この後、すみません。普通交付税に限った形でお話しをさせていただきたいと思っております。と申しますのは、特別交付税の話をしますと、ちょっと複雑になってしまいますので、お許しをください。それは、特別交付税の中で病院分が5億円増えているというのもございますので、病院が10億円全体で増えているというのは、前にもお話しございましたけれども、そのうち特別交付税で増えている分で半分、普通交付税で5億円、約半分ということですので、すみません、普通交付税に限った形でお話しをさせていただきます。

普通交付税の最終的なそのもらっている額というのを少し分けて申し上げますと、まず普通交付税の合計ですけれども、29年度は79億6,600万円ほどもらいました。これを18年度と比べますと、13億5,500万円ほど増えております。

その増えた内訳を見ていきますと、今ほども申し上げましたとおり、病院分で5億9,000万円ほど増えています。それと公債費分、それで15億3,000万円増えています。

そのほかには、減っている要素もございまして、合併時には交付税の中で特別に補正として加えられているようなものがございました。合併補正と言われるものですが、それで18年度は1億3,000万円ほどありましたけど、それは今はございません。そんなプラス、マイナ

スがございます。

そういう増減を考えますと、そのほかの部分、いわゆる単位費用ですとか、面積、人口とか、そういったもので計算するものですが、それにつきましては、43億6,000万円ほどということが29年度の数字でございます、18年度と比べますと減っています。マイナス6億3,000万円ほど減っております。ただ、これは旭市に限ったことではございません。基本的な数値でございますので、旭市が減っているとすれば、それはほかの自治体も全部減っているということでございます。

旭市が、この6億3,000万円減ったものの一番大きな部分としましては、収入が増えているという部分がございます。基準財政収入額でございますが、基準財政収入額が18年と29年を比べますと、5億7,000万円増えております。これが大きく影響しまして、その他の部分といえますか、そこは減っているということで、まずご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、先ほど義務的経費云々ありましたけど、これから交付税が減れば、分母が小さくなったら義務的経費は必ず率は上がっちゃうんですね。それと同時に、交付税、私が見た中では、結局、公債費の分、それから病院の分が増えるから交付税が増えているだけで、そうなりますと、真水の部分が減っているということなんですよ。時間がありませんので、次に行きます。

交付税が増加しているということで、以前回答がありました。今の回答で、交付税の伸びている要因は、公債費の算入分と病院分で、これは全てひもつきなんですよ。ただ、市の会計を通るだけでしょう。市には全然メリットがないわけですよ。全て出ていってしまうお金ということですね。このような状況なので、市民に不安を抱かせない正確な財政状況を知らせる義務があると考えますが、いかががお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政状況を市民に正確にお知らせしたほうがいいのではないかとこのご質問でございます。財政状況の健全化状況を判断する比率がありまして、ほかの質問にもございましたが、実質公債費比率というものがございます。これで一つ財政の健全性を判断する比率でございます。それが現在8.5%ということで、算定以来ずっと減り続けているものでございます。これが一つ財政の健全性を表しているということで、そこは市民にもご

理解いただける部分ではないのかと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 次に、下水道事業の特別会計についてであります。下水道事業は、合併前の旭市で計画をしまして、議会の承認を得て実施したわけですが、当時はこれは明智市長も議員だったと思います。このような下水道事業の会計になっているのは、軽々に議会が承認し、その事業を実施したからであります。当時の旭市の自主財源は、40億円程度と考えられますが、現在、事業も終了しまして、毎年4億円程度の繰り入れを行っていますが、今後も同程度の4億円を未来永劫繰り入れしなければなりません。合併しなかったら、旧旭市は非常に厳しい財政状況になっていたと思われま。将来の方々に負担を負わせないよう、議会は執行機関のチェック機関として、機能を果たさなければならないわけですが、このような中で、市長は、下水道事業へ毎年4億円もの繰出金を出すことに対して、どのように考え対応していくか、市長にお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 下水道事業へ繰り出しが3億9,000万円毎年やって、今後どうするのかというお尋ねでありますけれども、内訳を見ますと、3億9,000万円一般会計から繰り出ししているわけですが、そのうち交付税の算入額が1億7,900万円交付税で入ってくるわけがあります。

それともう一つは、やはり旭市は、当時から、合併前から都市計画税を徴収しておりました。都市計画税の主な今の支出は、公共下水道であります。これは、2億5,000万円旭市では都市計画税が入っているわけがあります。

そういうようなことの中で、先ほど担当課のほうから話がありましたように、その努力は十分していかなければならないわけですが、環境整備、旭市が都市であるべき姿、そういったものを当時の市長が提案いたしまして、我々議員も賛同して、都市環境整備のためにこの公共下水道をやったわけがありますので、その点を理解いただければと、そのように思っております。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 都市計画税を上げるとなったら、全然ただ税金を取られっ放しの地区もあるわけなんです。その辺の地域の方々からは、大きなブーイングが今でも出ているん

です。そういうことは、あまり言わないほうがいいと思うんですね。それと、交付税に算入されているということでございますが、あとは自主財源から出るでしょう。その辺を十分わかきまえていただきたいと思います。

それから、最後の救急車の関係でございますが、救急車の出動には、軽傷や重篤の方など、いろいろな人がおり、またその場面、場面でいろいろ違ってくるとは思います。一度に複数の出動要請があった場合は、現在どのような出動の順位になっているのかお尋ねします。これは、今回、西日本の災害ですか、それによってやはりその出動の順位、これがだいたい問題になった中で、旭市ではそういう際はどのように対応するのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、負傷者が多数発生して、重傷者、軽傷者多数ということで、そんな中での同時に救急出動があった場合の対応ということで、お答えしたいと思います。

救急車の出動については、原則119番通報の受け付け順となります。そこで、複数の現場から同時に要請があった場合、これは多数の場所で同時多発と言っていると思います。そういう場合ですけれども、受信している状況にもよりますが、結果として重症者以外の方が先に救急出動となる場合があります。それは、通報内容だけでは詳細な重症度を比較することができないことからです。

これらを防ぐことは非常に難しいことではありますが、少しでも回避することができるとすれば、救急車をタクシーがわりに利用するような安易な要請を減らして、本当に救急を要する人のために救急車を利用できるようにすることが求められます。

消防といたしましては、今まで以上に適正利用について啓発し、救急車は限りある資源であることを広報していきたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、今後、さまざまな場面を想定した中で、市民の生命、財産を守っていただくようお願い申し上げまして、質問をこれで終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 高 木 寛

○議長（島田和雄） 続いて、高木寛議員、ご登壇願います。

(9番 高木 寛 登壇)

○9番(高木 寛) 議席番号9番、日本共産党、高木寛です。

今回の一般質問ですが、4つの質問事項を取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第1点目です。障害者雇用について伺います。

障害者雇用の水増し問題が、8月16日の報道で発覚しました。国の中央省庁では、障害者雇用の人数を水増しした悪質な雇用をしていました。旭市の雇用状況は、どのようなものですか。首相官邸側は、当初、事務的なミスと見て各省庁の事務方での対応にとどめていましたが、調査の結果、全国37府県で水増しされていました。千葉県でも、水増しされていました。千葉市や船橋市もそうでした。旭市では、水増し雇用はないですね。答弁を求めます。

障害者雇用について、障害者雇用促進法と障害者雇用率制度、これについての簡単な趣旨説明を求めます。憲法27条では、障害者を含む全ての国民に働く権利があり、働く意思と能力を持つ人が、働く機会を得られるよう対策を講じることを国に義務づけています。障害者の場合、働く機会が得にくいのが現状です。

そこで、障害者の働く権利を守り、働く機会を広げる制度として、法定雇用率の仕組みを作りました。障害者雇用促進法で、国や地方自治体、民間企業などは、労働者の一定割合以上の障害者を雇用することが義務づけられています。この水増し問題は、国や地方自治体が障害者の働く権利を侵した重大な問題であると指摘します。明智市長は、この水増し雇用についてどのように捉えていますか、お考えをお聞かせください。

次に、第2点目です。ブロック塀の安全対策についての質問です。

公共施設だけでなく、個人所有のブロック塀への対応を求めます。6月18日に起こった大阪北部地震で、登校中の小学校4年生の女儿が、ブロック塀の倒壊で下敷きとなり死亡したことを受けて、ブロック塀の緊急点検がなされ、危険な塀が数多くあることが判明しました。

旭市でも、点検の結果、小・中学校で16か所、市の施設で9か所があると報告されました。このうちの数か所では、いち早くこの夏休み中に対策がとられました。対応を評価したいと思います。しかし、通学路に当たる個人所有の危険な塀があることを調査し、対応すべきだと思います。また、ブロック塀の撤去や軽量フェンス新設など、設置への補助制度を創設することを求めたいと思いますが、当局の見解をお示してください。

次に、第3点目です。小・中学校教室へのエアコン設置についてです。

新聞報道によりますと、今年の夏は史上最も暑い夏だと指摘されています。銚子气象台に

よると、千葉県内4か所ある气象台測候所で、千葉と銚子は平年より1.9度高かったとされ、全国927ある観測点のうち202地点で、過去最高の気温に並ぶか、記録を更新しました。6月から8月に最高気温が35度以上の猛暑日になったのは、全国で延べ6,479地点、これに達しています。過去最多であったと報じられました。

文科省は、子どもの健康の保護、快適に学習できる環境づくりのため、教室温度を28度以下に見直ししたと説明しています。現在、旭市の学校では、エアコン設置がされているのは、小学校普通教室で164のうち7教室、特別教室120のうち24教室、中学校では普通教室66のうちゼロです。特別教室73のうち19室に設置されています。伺います。現在、設置されている教室は、どのような理由で設置されているのですか、答弁をお願いいたします。

そこで伺いますが、教室での温度の計測はされていますか。その記録は、残されていますか。その状況、数値をお答えください。

家庭でのエアコン設置が普及しているこの時勢に、児童・生徒、保護者からの要望、意見を聞くべきだと思いますが、当局はどのように思いますか。市長にお尋ねしますが、エアコン設置は必要ないとお思いですか、答弁を求めます。

次に、第4点目です。再生土による埋め立てについてです。

まず、再生土とはどのようなものですか、定義を教えてください。

そして、再生土は安心・安全なものですか。旭市での埋め立て実態は把握されていますか。旭市蛇園地先で埋め立てがされていますが、どのようなものですか。埋め立てで使用されている土には、人体や自然環境に悪影響を及ぼす化学物質が含まれていないか、検査、確認すべきではないですか。

以上で終わりますが、それぞれについて市長と担当課の答弁をお願いいたします。これで、第1回目の質問を終わります。あとは、自席での質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 3分

再開 午後 2時15分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

高木寛議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 高木議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうから、中央省庁の不適切な対応について、市長の考えはということで答弁をさせていただきます。

それともう一つ、エアコンの設置についてということでお答えをさせていただきます。

中央省庁の対応について私のほうから申し上げることは大変おこがましい、僭越でありますけれども、質問がありましたのでお答えしたいと思います。

障害者の雇用は、障害者の自立や社会参加のための重要な柱であります。そのため官民が一体となって障害者が能力を最大限に発揮し、その適性に応じて働くことができる社会を目指さなければなりません。そのような意味で、率先垂範すべき国において27省庁が、また千葉県を含めた37府県でも、不適切な事務処理が行われた等の報道があり、遺憾に思っているところであります。

いずれにしましても、旭市といたしましては、障害者雇用の基本理念を念頭に、今後も適切に障害者雇用に努めてまいりたいと考えております。

次に、小・中学校の教室へのエアコンの設置についてであります。先ほど米本議員に回答したとおり、いろいろと課題、手法もあると思っておりますけれども、2か年計画で設置に向けて準備に入りたいと、そのように考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから、大きな1番の障害者雇用についてということで、ただいま市長のほうから市長の考え申し述べさせていただいたところでございますが、私のほうから（1）、（2）を通じて旭市の雇用状況といったようなことで回答をさせていただきます。

まず、ご指摘のとおり、国の省庁等では障害者の人数を算入する際に、障害者手帳の確認を怠るなど、不適切な事務処理が指摘されております。

これに対しまして市の状況でございますが、対象者全ての障害者手帳を確認しているところでございます。

確認方法でございますが、在職者に対しましては、年末調整時に障害者控除を受ける場合

は、手帳の写しを添付させておりますので、その職員を障害者としてカウントしているところでございます。

また、新規採用者に対しましては、試験の申し込みの時に身体障害者手帳の写し、または知事が指定した医師の診断書の添付を条件としているところでございます。それに基づいてしっかりと確認をしております。

そして、旭市の具体的な雇用状況でございますが、本年4月1日現在の旭市の雇用率は2.87%となっております。法定雇用率の2.5%を上回っているところでございます。法定雇用率に基づく旭市の法定雇用障害者数は13人という計算になりますが、カウントされる雇用者数は15人となっております。実雇用者人数は11人でございますが、この制度上、重度の障害を持つ方、障害者手帳1級、2級の者でございますが、これは2人分の雇用としてカウントされることになっております。旭市では、その重度の障害を持つ職員が4人おりまして、8人分として算定されることから、カウントされる雇用者数は15人となっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 私のほうからは、大きい番号2、ブロック塀の安全対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

最初に、（1）公共施設だけでなく、個人所有のブロック塀の対応も求めますというご質問ですが、公共施設以外の個人が所有するブロック塀の対応はどのようになっているのかというご質問だと思います。

ブロック塀につきましては、建築基準法において建築物の一部と位置づけられ、設置に当たりましては、同法施行令第62条の8に、その基準が示されております。これを受けまして、ブロック塀の安全に関する改善指導を行うのは、建築基準法に定められた建築主事を置く特定行政庁となりますが、旭市はこの特定行政庁ではないことから、当該事務は千葉県知事が行うこととなります。

現在、県におきましては、点検調査及び所有者等への自主点検の啓発などを早急を実施していくこととしておりまして、市といたしましても、県と情報を共有の上、協力してまいりたいと考えております。

続きまして、（2）ブロック塀撤去・軽量フェンス新設等の設置に対する補助制度を創設することを求めますというご質問です。個人が所有するブロック塀の撤去・軽量フェンス新

設等に対する補助制度を創設することができないのかというご質問だと思います。

6月に発生いたしました大阪府の事故をきっかけとしまして、他市や県外の一部自治体においてブロック塀の撤去等に関する補助制度が創設されていることは承知しております。しかしながら、先ほど高橋利彦議員の質問でもお答えしましたが、旭市におきましては、今後、県と協力の上、所有者への改善・啓発活動を実施していく段階であります。また、ブロック塀が個人の財産である点も鑑み、補助制度の創設については、公平性の確保やさらなる調査研究が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課のほうから、3番、小・中学校の教室へのエアコン設置について、現在設置されている教室はどのような理由でつけられたのかというところのご回答をさせていただきます。

普通教室でエアコンが設置された経緯、また特別教室等に設置された理由と普通教室についていないのはなぜかという質問について回答いたします。

初めに、普通教室にエアコンがついている教室は、特別支援教室で、4教室ございます。先ほど議員が質問していただきましたときに7教室ということで、これは文部科学省のほうの最新の調査のときに、その分類がちょっと変わりました、普通教室扱いの特別支援教室は4教室というふうになりましたので、4で答えさせていただきます。4であります。現在はいずれも特別支援教室となっておりますが、以前は普通教室以外の用途で使われており、そのときに設置されたものです。

普通教室以外としては、基本的には校長室、職員室、保健室、PC室などに設置しております。校長室及び職員室は、夏休み期間中も常時使用していることや、業務をする上で来客等もあること、保健室は、児童・生徒の体調不良時に利用する部屋であること、PC室においては、精密機械のため、ほこりや過熱によるPCの故障を避けるための理由が必要であると考えております。

普通教室に設置されていない理由としては、今年3月までの学校環境衛生基準では、教室の望ましい温度については10℃以上、30℃以下とされていたことと、気候的にも都市部と比べるとそれほど厳しくなかったというところで設置しない方針でございました。

次に、教室での温度計測はされているかというご質問でございました。

教室での温度計測につきましては、エアコン設置の判断基準の一環として、昨年度より児

童・生徒が教室にいるときの室内温度の調査を実施しております。今年もはかっていたくように依頼をしております。昨年度の記録によりますと、最高室温は32.4度となっております。

続きまして、要望の件でご質問いただきました。

児童・生徒、保護者からの設置の要望についてというところで、エアコン設置の要望につきましては、議員の言われるように、保護者等に設置すべきか否か特に聞いてはおりません。ただ、学校ごとに保護者に対してアンケートを実施していると聞いております。学校施設に対する要望は、学校を通じていただくこともございますが、昨年度までは普通教室のエアコン設置についての要望は特になかったと認識しております。ですが、今年に限ってはエアコン設置についての声を何件かいただいていると聞いております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうからは、4項目め、再生土による埋め立ての状況についてお答え申し上げます。

（1）再生土の定義ということですが、千葉県の再生土等の埋め立て等に係る行政指導指針では、再生土等を建設汚泥その他の産業廃棄物を中間処理施設において中間処理し、有用な資材として再生したものとしております。

また、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、いわゆる残土条例では、再生土ではなく改良土として土砂または建設汚泥等にセメントまたは石灰等を混合し、科学的安定処理をしたものとしております。

続きまして、（2）再生土は安心・安全なものかというご質問に対してお答えします。

再生土としまして、中間処理施設で処理されて製品化されたものについては環境基準がクリアされ、安全性が確保されているものと認識しており、適正に利用される場合は安全で有用な資材であると考えられます。

しかしながら、一部では再生土による埋め立てと称した廃棄物等の不適正な処理が行われている事例もあり、県内で基準値を超えるフッ素が検出された事例もあります。また、崩落等の発生のおそれや再生土には高いPH値や塩化物を含むものもあるため、周囲への影響も懸念されるところです。また、千葉県の残土条例の規制対象ではないため、実態の把握には限界があることから、生活環境の保全を図るため県が条例化を進めているところであります。

続きまして、3つ目、旭市として実態を把握しているかというご質問でございます。

旭市では、残土条例を平成28年7月に改正し、埋め立て面積が3,000平方メートル未満での再生土等の使用を禁止しておりますが、条例に違反して再生土の埋め立てを行っている事例は、現在のところありません。

また、県の行政指導指針、平成28年9月15日施行ですが、これに基づき埋め立て面積が3,000平方メートル以上の対象事業については、千葉県海匝地域振興事務所環境保全課と相互に情報交換をしておりますけれども、現時点では旭市内において再生土による埋め立て事業の届け出はございません。

ご質問の蛇園地先の埋め立てということでございますけれども、これにつきましては、過去、蛇園地先付近に産業廃棄物の投棄がございまして、事業者が事業するに当たりまして産業廃棄物試掘届け出書というものを海匝地域振興事務所のほうに出しました。その結果、事業の区域としましては、約9,460平方メートルで、事業の目的としては、太陽光発電設備のためというふうに聞いております。当初埋め立てを再生土によるものとしておりましたが、現在はこちらを再生採石ということで埋め立てをすると聞いてございまして、これにつきましては届け出の必要がないものというふうに聞いております。したがって、地質の調査等も実際は必要がないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、自席での質問をいたします。

最初に、障害者雇用についてです。

市長の答弁では、遺憾だという回答がありました。まさにそうだと思いますけれども、国による弱者に冷たい政治、この表れだと思います。ただ水増ししたというレベルをはるかに超えたでたらめな実態だというふうに思います。まさに根っこにあるのは障害者への差別です。市長はもっと怒ってもいいと思いますけれども、どうでしょう。国の障害者雇用率は、法律で義務づけられた法律雇用率2.5%を大きく下回る1.19%です。

そこでお伺いしますが、障害者雇用促進法、障害者雇用率制度、これの簡単な要旨説明をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、障害者雇用促進法でございますが、正式には障害者の雇用の促進等に関する法律と

いう名称でございます。

法第3条では、基本理念として、「障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする。」そのようにうたわれているところでございます。この基本理念を実現するため、事業主には障害者の雇用を促進する措置や、障害者が働きやすい職場環境の改善を行うことが求められているところでございます。

このようなことから、法律には、障害者と障害を持たない者が多様性を認め合い、障害者が健常者と同じように生きる社会をつくるという思いが込められているということでございます。

続いて、障害者雇用率制度でございますが、法第37条におきまして、「すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで障害者の雇入れに努めなければならない。」とされているところでございます。制度の趣旨は、障害者について一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるためであり、具体的には常用労働者の数に対する障害者雇用率を設定し、事業主に障害者雇用率達成義務を課すことにより、これを保障するというものでございます。

先ほど申し上げましたように、障害者雇用率は、国、地方公共団体は本年度から2.5%になっているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 以前、私も障害者施設で働かせていただきました。障害者の彼らは、まさに個性がある、そういう皆さんです。確かに一般の人とは違うという性格もありますが、まさに素晴らしい人格をお持ちの皆さんでした。先ほどの答弁の中で、旭市では水増しはなかった、そういうお答えをいただきました。ぜひ今後も水増しをしない、まさに障害者の雇用を差別しない、そういう視点でもってぜひ雇用率を達成する姿勢を貫いていただきたいと思います。

次に、ブロック塀の安全対策について質問いたします。

先日起きた北海道地震に見られるように、災害列島の日本で、いつでもどこでも起こり得る地震があります。通学路の危険性を調査し、対策を講じるべき、そう訴えます。ブロック塀だけでなく、石塀の倒壊、擁壁が倒壊して危害を与え道路を塞ぐおそれが明らかになりました。民家所有のものなど、撤去回収のためには所有者任せにするのではなく、行政が率先して点

検し、財政援助も含めて促進を図る仕組みをつくるのが急務であると思います。先ほど課長の答弁では、個人所有だからというお話もありましたが、まさに行政がその指導、点検をする、そして援助制度を作る、そのことをぜひお考えの中に入れてほしい、そのように思います。

宇都宮市では、独自にブロック塀撤去費用の補助制度を創設しました。横浜市でも、独自の補助制度を創設、流山市でも、通学路を対象に危険な塀の撤去に補助する方針を決めました。鎌ヶ谷市でも、通学路沿いの危険な塀の撤去や新設に必要な費用の半分、上限10万円ですが、これを支給する補助金制度を作りました。ぜひこのような各自治体でも取り組みが進められています。旭市でも有効な取り組みをすべきと思います。明智市長の見解を求めます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 通学路の民間のブロック塀の撤去に伴う補助制度といいたほうがいいでしょうか、そういう部分を創設してはということでもありますけれども、県内で鎌ヶ谷市、流山市やっているようであります。ちょうど鎌ヶ谷市は、今、市長会長でありますし、流山市は副会長であります。よく私も、いつも一緒にいる仲間でありますので、その市長に今までの経緯について、そしてまた今後の具体的な方法について勉強させて、検討させていただきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 担当課ですね、都市整備課。ぜひ市長に提言をしていただいて、具体的な方向が出るように、来年の予算ですか、これを期待いたします。

次に、小・中学校へのエアコン設置についてです。

記録的な猛暑の中で、学校の授業や行事の最中に熱中症などで倒れる子どもたちが相次ぎ、学校の暑さ対策が問題になってきています。教室には一刻も早くエアコンを設置を求める保護者の声は高まっています。文科省の調査では、公立小・中学校の普通教室のエアコン設置率は約5割とのが分かりました。千葉県での設置率は54.7%です。旭市近隣の市町では、香取市、成田市、神崎町、酒々井町、栄町、横芝光町では100%の設置率です。

市長、このように自治体によっては100%の設置率をしている、そういうところが今読み上げたところにあります。どうぞ旭市でも、これに近い数字を今度の予算も当然目前に迫ってくると思いますが、ぜひ検討の課題として100%を目指して設置をお願いしたい。確かに莫大な資金がかかります。でも旭市には、調整基金など多額の積立金があります。市長が自

慢している積立金です。ぜひこれを取り崩してでも、いち早く子どもたちの安心な、安全な教室温度を提供できるように、エアコンの設置を求めます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 先ほども市長のほうからご回答いただきましたように、エアコンの設置につきましては、2か年で設置できるように現在計画しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 先ほど質問しましたが、小・中学校の教室での室温の記録ですね、これはなされているというふうにお答えいただきましたが、その記録簿というか、公表はしていただけますか。昨年の最高気温は32.4度とお答えありました。今年は何℃が最高気温でしたか。それでその記録ですね。何月何日から何月何日までという記録が必要だと思うんですよ。それをぜひお示ししていただきたい。

併せて、生徒・児童、保護者からの設置要望について、この意見は聞いていない、そういうお答えでした。でもアンケートをしているというお答えもありましたけれども、なぜ子どもたちにエアコン必要ですか、保護者にエアコン必要ではありませんかという問いかけをしていないのか。子どもさんから要求をつかむんじゃなくて、学校側からエアコンを必要と思いますとか、そういうことを子ども、保護者自身から声を上げていただきたい聞き方をぜひしてほしいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の（2）番目の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） まず、室温調査の結果のデータということでございました。この32.4度、昨年度からと言いますのは、先ほども答弁の中でお話ししましたが、エアコンの設置をするための検討材料として昨年度から調査したものでございまして、昨年度の記録は32.4℃が最高でしたということで確認をとってあります。これは昨年度の9月14日でございます。今年度の分はまだ集計できておりませんので、手元にございませぬ。

先ほども、生徒・児童からの要望、問いかけをしないということでした。確かに今まではエアコン設置について、個別に、要はエアコンを設置したほうがいいですかという問いかけをしたほうがよかったんじゃないかというお話だと思います。それにつきましては、今までもしてこなかったというのは事実でございまして、先ほども普通教室には設置しないという

方向で今までやってきましたので、問いかけもしなかったということでございます。それはご理解ください。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それではこの問題の最後の部分になると思いますが、共産党の千葉県議団では、国の補助率を現在の3分の1から大幅に引き上げることと、千葉県でも東京都のように補助制度を作ることを県に要望いたしました。市原市では、学校の全教室950室にエアコンを整備すると発表しています。君津市も、大型扇風機を置いて暑さ対策を講じてきたが、熱中症対策としては限界があるとして、全小・中学校にエアコンを設置するとしました。八街市でも、エアコン整備計画を前倒しして設置すると発表しています。このような状況になっていますので、先ほど答弁で、2か年計画で設置するようなお答えでありました。しかし旭市でも2か年計画でなく前向きに設置することを私はここで要望しておきます。明智市長の見解を求めます。

○議長（島田和雄） 高木議員、今（3）の再質問ということでよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） それでは（3）の質問の趣旨が一番近い。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） では、（3）の再質問に対して答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来、いろいろ精査しなければならないこと、課題、例えばキュービクルですか、電源の問題、そういったものもありますし、子どもたちに一気に工事をして影響が出ないのか、それともその期間までにやれるのか、いろいろ課題もあると思いますので、原則的には小学校を最初で、中学校2年目というような方向性をもっていきたいなど、そのように考えておりますので、皆さん方にもよろしくご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次に、再生土による埋め立て状況についてという項目で質問いたします。

8月28日付の千葉日報新聞によりますと、千葉市での再生土から環境基準を上回るフッ素が検出され、廃棄物処理法に基づき産廃物処理業者に再生土の搬出を禁じる業務停止命令を出したと報じられました。

先ほど、課長の再生土の定義はという質問で、まだ納得いかないものはあるんですけども、再生土とは、建設汚泥などの産業廃棄物を中間処理し、土地造成用の資材に再生したもので、その埋め立てをめぐって盛り土の崩落、飛散、流出、有害物質による農作物等への悪影響、異臭、悪臭など、深刻な環境破壊を引き起こしている、そういう自治体もあります。

聞きますと、旭市では、平成28年に市長名で県への要望書を提出されたと聞いていますが、その内容はどのようなものでしたか。今分かればお答えいただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木議員、ただいまの質問ですが、（2）のほうの再質問ということでよろしいですか。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） お答えします。

28年ということでございましたけれども、実は29年8月に近隣の市町から知事のほうに要望書を出しておりました。こちらのことかと思われますので、こちらの内容を説明させていただきます。

要望書としましては、銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町、各市長、町長のほうからの要望書ということでございまして、内容としましては、県内の近年の太陽光発電、資材置き場等の目的として再生土による埋め立て行為が多数行われている。そういった中で、現在、県では、再生土については行政指導指針を定めて指導されているところですが、これについては拘束力、罰則等がないということでございますので、各市としましては、改良土、再生土の埋め立て行為につきまして、規制の対象とする条例を制定して早急に厳格な対応策を講じること。なお、改良土、再生土の利用を認めるに当たっては、安全性、利用基準を明確にしてほしいと、そういった内容の要望を提出したところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） これの（3）の質問で、旭市として実態を把握しているかというところで質問いたします。

先ほど少し触れましたが、蛇園地先に、現在埋め立て土で埋め立てがなされています。私も現場を見てきました。このことについて旭市の担当課としては把握しているのか。そして

そこの道路、進入路なんですけれども、その進入路のところには大型車両の通行はご遠慮ください、そういう看板が立てられています。でも、そこ、農道なんですけれども、大型ダンプが行き来している、そういう実態があります。まさにこの再生土という呼び方でないかもしれませんが、埋め立て土によるその場所、そして農道が壊される危険、そういうのはいないのかどうか、実態を把握しているのかどうかお聞きいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） お答えします。

蛇園地先の件につきましては、先ほども申し上げましたが、こちらについては再生土による埋め立てではないという県のほうの判断でございますので、確かに現状には再生の採石というものが入っているということではございますけれども、再生土ということではないということではございますので、うちのほうとしましても、ここの現場に対するこれ以上のコメントはできないというところでございます。ただし、道路の進入路でございますか、そちらのほうが大車進入によりまして確かに壊れているという状況は存じ上げております。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） （3）に付随するのかどうか分かりませんが、千葉県では、再生土条例案をこの9月議会に提出するとのことですが、その条例案は、事業者が届け出さえすれば埋め立てができ、住民同意とか水資源などの立地規制もないものです。多古町では、土砂等の搬入による土地の埋め立て等及び土砂等の土質について必要な規制を行うことにより、自然環境及び生活環境を保全するとともに、災害の発生を未然に防止し、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的にした埋め立て条例を可決しました。

市長、当然この旭市でも、このような条例を作るべきだと思いますが、市長の見解を求めて最後の質問といたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 9月議会に、我々の要望に応じて県議会も動いてくれまして、条例を上程して可決してくれるようであります。内容については、高木議員のほうには入手しているようでありますけれども、私どもには入っておりませんので、これからいろいろ検討しながら、旭市で条例を作るべきか、そういった部分も含めながら十分検討をしていきたいと、そのように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） 少し補足の説明をさせていただきます。

現在、旭市においては、残土条例の中で3,000平方メートル未満の再生土の埋め立ては明確に禁止しております。これに対して県が今条例を新たに設けまして、その中では、聞くところによりますと、500平米以上の再生土に対して許可制ではなく届け出制というような話は聞いております。市長も今申し上げましたが、この条例制定された後は、その内容をよく精査した上でありまして、先ほど申しましたように、500平米以上、県は届け出制、旭市は3,000平方メートル以下を許可していないということで、ちょっと内容がそごがごございますので、こちらの条例の内容を確認した上で、必要であれば市の条例の改正も検討して、引き続き環境保全のほうに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 宮 澤 芳 雄

○議長（島田和雄） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（11番 宮澤芳雄 登壇）

○11番（宮澤芳雄） 議席番号11番、宮澤芳雄です。ただいまより一般質問を行います。

その前に、市民の皆さん、あるいはこの場の皆さんにどうしてもお話ししたいことがありますので、ひとつお話しさせていただきます。

8月28日から31日まで、世界ジュニア日本選手選考会一次予選がこのまち、旭市で開催されました。8年目で初めて一次台の選考会だったんですが、ここに来た選手は、恐らく将来、東京オリンピックの後の日本を代表する選手が大勢来たんだろうというふうに考えています。これは宮崎監督の特のご配慮で、ぜひとも旭市の人たちに将来の若手のほうの選手も見ていただきたいという配慮でありました。

ご存じのとおり、最終選考会は、今年で8年目になります。監督いわく、自分が強化本部長を受けてから6年間というもの全く芽が出なかった。実はもう少し前からなんですけれども、旭市で国体が開かれて、その翌年から選考会が旭市の体育館で行われる。その後の6年間、落ちついたと。すばらしい選考会になったと。その6年間、最初は女子が3年、続いて男子が3年だったんですけれども、監督に感謝しますよ、旭市としてと言ったら、監督がいや、それは逆なんです。私たち芽の出ない新人の選手の大会というところを受けてくれると

ころはなかった。代表する選手の大会というのは引く手あまただけれども、こういったところを引き受けてくれたのは旭市が初めてなんです。本当にうれしいのは、その大会を市の職員が、体育振興課の職員ですけれども、全くそつなく手厚く、本当にすばらしい大会につくり上げてくれている。本当にすばらしい選考会なんだ。そのことが今日のすばらしい選手が生まれた大きな原因であるというふうに感謝の意を伝えてくれていました。私たちにしても、明智市長の対応、そして職員の手厚い大会への対応に、本当に感謝をするとともに、皆さんにその話をお伝えしたいと思います。

それでは、一般質問を行います。大きく分けて2点の質問がございます。

1点目、大原幽学について。

(1) 幽学の里米作り交流事業、田植え体験について。

大原幽学の水田は、天保12年、今から170年以上前に日本で初めての耕地整理が行われました。耕地を平らにして1反歩の大きさに整理し、水田の回りに水路を引き、正条植えをして手作りの肥料を入れ、米の増収を図りました。当時の形がそのまま残る水田に、子どもたちが田植えをして、稲刈りの体験をしながらこの水田を未来に残していくということが、地元にとってもとてもありがたいことです。子どもたちも、貴重な体験をしながら、大切な思い出と大原幽学の教え、性学を学ぶことができます。

米作りと併せて行われる体験があればお聞かせください。

また、この交流事業では、どのように旭市をPRしているのか、併せてお尋ねします。

(2) 大原幽学記念館を博物館として登録できないか。

大原幽学記念館の現在の位置づけは、博物館類似施設です。幽学は、生涯に多くの功績を残しています。日本で初めて耕地整理を行いました。耕地地割として国指定史跡にされています。また、幽学の作った先祖株組合は、世界初の農業協同組合です。性学という学問を基に数々の教えを説きました。現在407点が重要文化財に指定され、そのほかに600点以上が追加すべく審査されているところです。

大原幽学は、旭市が世界に誇る大切な宝です。3年ごとに実施されている博物館実態調査では、登録博物館と博物館類似施設では、施設面や活動面に明らかに差があり、類似施設より登録博物館や相当施設のほうが施設も整備され、生涯学習活動も活発に行われているとされています。

また、博物館法第9条の2では、博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民やその他の関係者の理解を深めるとともに、これらのものと連携を結び、協力の推進に資するため、

当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない、とされています。地元住民や市民にとって登録博物館となることで、よりよい活動を享受することができるようになります。また、設置者にとっても、法のもとに博物館として登録することは、大原幽学の存在を市としても高く評価しているということ国内はもとより世界中に発信することになり、多くの市民に幅広く理解されていくことと思います。

以上のことから、大原幽学記念館を博物館として登録していただきますよう要望いたします。

大きな2番目、畜産農家の臭気対策とそれに対する支援についてお尋ねいたします。

(1) これまでの取り組みについて。

家畜排せつ物のおいでの発生源となるのは、主に畜舎、排水処理施設、堆肥化施設です。排水処理施設については、回分式処理層などの開発が進み、悪臭の発生は激減しました。悪臭の主な発生源となっている堆肥化施設には多くの対策がとられていますが、これまでの対策についてお尋ねいたします。

(2) 今後の対策は、平成20年南堀之内地区の区長という立場で、産業課の要請により畜産農家と区民との話し合いの場を設けました。また、近隣住民と畜産農家との話し合いにも何度か出向き、お互いに意見を出し合う中、畜産農家の努力と行政の手厚い対策が地域の皆さんに理解されたと記憶しています。

畜産業は、社会にとって必要な大切な施設です。臭気対策に取り組む畜産農家を今後どのように支援していくのかお尋ねします。

再質問は自席で行います。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 宮澤議員の一般質問についてお答えいたします。

私のほうから、1番目の大原幽学について、(2)の大原幽学記念館を博物館として登録できないかということでご回答いたします。

大原幽学記念館の博物館登録についてであります。旭市には、多くの郷土の偉人がおりますが、その中でも代表的な人物の一人が幕末の農村指導者である大原幽学先生でございます。そのゆかりの地である国指定遺跡の大原幽学遺跡については、多くの人々に大原幽学遺跡に親しみ、次世代に伝えていくことができるように、昨年度史跡大原幽学遺跡の保存活用

計画を策定いたしました。今後は、整備基本計画を作成し、史跡を整備する予定でございます。

また、大原幽学の関連資料は、文書類、書籍類、書画類、生活用品に分類され、約5,200点あるわけでございます。そのうち、歴史資料として重要文化財の指定を受けたものは407点あります。これらの資料を有効に活用するためにも、史跡整備と合わせ大原幽学記念館の博物館登録に向けて進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農水産課のほうからは、幽学の里米作り交流事業につきまして回答させていただきます。

農業関係の交流事業につきましては、旭市都市農漁村交流協議会が主催し、事業を行っているところでございます。

幽学の里で米作り交流事業につきましては、市内はもとより、市川市、東京都、埼玉県方面から、昨年は延べ1,000人以上の参加をいただき、国指定遺跡の大原幽学先生ゆかりの水田を活用し、田植えや稲刈り体験のほか、生き物調査、芋掘り、餅つきなどさまざまな体験を通しまして交流を図っております。

このような機会を利用して、旭市でとれた豚肉や野菜を使った豚汁、カレーライスの提供など、旭市の農水産物のPRや昼食の時間帯を利用して、市内の生産者による旬の野菜や飼料用米を餌に使った卵などの販売を行っております。

また、帰りには旭市産の農畜産物が購入できる道の駅季楽里あさひ等、直売施設の案内を行っておりまして、10月に開催する収穫祭におきましても、しっかりとPRをしていきたいと考えているところでございます。

次に、2番の畜産農家の臭気対策とそれに対する支援に入ります。

(1) のこれまでの取り組みについてご回答申し上げます。

においの発生源となるのは、畜舎、排水処理施設、堆肥化施設と考えられております。臭気対策を含む家畜排せつ物の管理におきましては、畜産物の健全な発展を資することを目的に、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用に促進する法律が平成16年に公布されました。それによりまして、家畜排せつ物の管理基準を定め、これに従って適正に管理するとともに、利用促進を図ることになっております。

市内畜産農家は、これを遵守することによって、環境に配慮した畜産経営を目指し、取り組んでいただいております。

市においては、臭気の問題等の対策として、県事業のさわやか畜産総合展開事業等を活用することによって、堆肥化施設及び浄化施設の機能向上、堆肥利用の促進に関する機械等の整備、既存施設に脱臭装置等を付加する事業に対し、支援を行っております。

畜産農家は、既存施設に浄化・脱臭関連の設備の追加や機能向上を進め、畜舎及び周辺の臭気対策に取り組んでいただいているところでございます。

次に、（２）の今後の対策につきましてお答え申し上げます。

県補助事業のさわやか畜産総合展開事業や他の補助事業を積極的に畜産農家の方に活用していただきまして、臭気が外部へ漏れにくいウインドレス畜舎やふん尿を適切に処理するための堆肥舎、堆肥攪拌機の整備、畜舎や堆肥舎へ脱臭装置の設置等の支援を今後も行っていきたいと考えております。

また、他市町村の環境対策の先進事例や研究機関や薬品メーカーの最新の情報の収集に努め、効果の高いものがあつた場合には視察等を行いまして、導入に向けた検討のほうを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、３時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 ３時 13分

再開 午後 ３時 25分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き宮澤芳雄議員の一般質問を行います。

宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） それでは、再質問を行います。

まず1点目、大原幽学についての（１）の幽学の里の米作り体験について再質問いたします。

昨年の参加者数、それと市内と市外別にお尋ねをしたいと思います。

また、大変盛況な事業であります、これまでの事業開始から昨年までの参加者数の延べ人数をお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、参加者の延べ人数等ということでお答えさせていただきます。

参加者の延べ人数は、平成29年度で1,202名になります。参加者の住所別の内訳でございますが、旭市内の方が119名、千葉県内が699名、東京都、埼玉県など県外の方が384名となっております。

この事業は、合併後の平成18年度から事業が開始されまして、開始からの参加者の延べ人数は1万5,000人となっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） それでは続けてお尋ねします。

この幽学の里には大変すばらしい自然がまだ残っております。しかし、残念ながら自然環境は年々と変化をしまいでいます。幽学の里に多くの自然が残っていますが、私たちの子どもころの自然を今の子どもたちに見せる、あるいは目にさせることはできません。ドジョウやイモリやカブトムシなど、水族館やお店でしか見たことのない子どもたちが、自然の中に生息する生き物たちにふれあうことは、子どもたちに大きな感動を与えることと思います。

この事業で、そのほかに行われていることがあればお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、そのほかに行われている事業の内容はということでございます。お答えさせていただきます。

幽学の里米作り交流事業の一環としまして、7月上旬に田の草取りと生き物調査を行っております。生き物調査は、専門家の方をお願いしまして、子どもたちが親子で一緒に田んぼや水路などにすんでいるカエルやドジョウ、バッタ、トンボ等を観察するイベントを行っております。イベントの状況ですが、都会から見えた子どもたちが大きなオニヤンマが矢のようなスピードで飛んでいる姿を見て歓声を上げたり、見つけた生き物の数を競うなど、都市の住民と市民との交流が図られているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） このすばらしい事業をこれからも続けていただきたいと私は思います

けれども、ご見解をお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） これからも続けていくのかというようなお話でございます。

当然、我々も市の農産物をPR等を行っておる関係もありますので、今後もこのような都会のお子さんと一緒にお見えになる親の方へいろいろな面でPRをしていきたいと、当然自然の中で交流できる機会というものを今後も設けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） 引き続きお願いしたいと思います。

それでは、（2）の大原記念館を博物館にという要望でございますが、先ほど市長より大変すばらしい、ありがたいご回答をいただきました。私たち、これは私の主観としてお聞きいただきたいと思いますが、合併したときに私たちが本当に誇れるものというのは、学校とこの大原幽学だったと思います。この学校を本当に環境のいい学校で、すばらしい子どもたちであります。それは市内みんな同じ気持ちでいると思います。私は干潟町のことしか見えませんので特にそう思いますけれども、よく学校の卒業式、入学式で話す中に、大原幽学先生の教えが今でも続いているんだらうと、そういう話をさせてもらいますけれども、本当に私たちの宝であります。今では旭市の宝であります。その大原幽学記念館がこうして博物館として登録をされるということ、今、恐らくこの中継を見ている大原幽学にかかわる大勢の人たち、本当に喜んでることだと思います。改めて代表してお礼を申し上げさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、続きまして、大きな2番目の畜産農家の臭気対策とそれに対する支援について再質問を行います。

（1）の再質問です。これまで無理だとされていたウインドレス豚舎であります。しかしながら、気化熱を利用することにより、これが可能になりました。また、温度管理をして好気性発酵した品質のよい堆肥づくりは、悪臭の発生を抑える効果が高く、さらに縦型コンポストと微生物脱臭装置による効果は、悪臭の90%を除去できるとのことです。

しかしながら、これらの施設には、非常に高価なお金が必要とされます。それらに対する補助金があれば、その補助金と割合、そして設置状況についてお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、ただいまの施設の補助の割合と設置状況ということで回答させていただきます。

畜舎をウインドレス化している農場につきましては、正確な統計数値もなく、調査も実施していませんが、関係機関によりますと、豚舎では約16%、鶏舎等では約30%程度とされており、微生物脱臭装置付き縦型コンポストの設置状況は、合併後から平成29年度までに12事業主体で21基が設置されております。

次に、補助事業のほうの補助割合のほうでございますが、規模拡大を対象とする国庫補助事業の畜産競争力強化対策整備事業では、事業費の2分の1が補助となっております。また、既存施設の機能向上を対象とする県補助事業のさわやか畜産総合展開事業では、県、市合わせまして事業費の10分の3が補助率となっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） それでは、最後に、微生物の餌となる麦わら、おが粉、剪定枝などの副資材は、好気性に保つ優れた効果があるとされています。これまで畜産農家と、あるいは近隣の農家の間では、そういったものと、あるいは畜産農家で作られた堆肥、これとの交換、こういう活動がされてきたわけであり、工農の連携とでもいいでしょうか、そういうことがこの剪定枝、街路樹などの伐採した剪定枝、そういったもので今度は市と畜産農家とのそういった連携はできないもののでしょうか。そういったものを畜産農家に提供することはできないのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、市で行っています街路樹の剪定枝の提供はできるかというようなお質問でございます。回答させていただきます。

街路樹等は、病害虫の対策といたしまして薬剤防除等を行っております。薬剤防除と剪定のタイミング等によりましては、剪定枝に薬剤残留の可能性が出てしまう可能性があります。家畜が口にしたり触れたりする可能性等も考慮いたしますと、安全性の面からも利用は難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

◇ 有 田 惠 子

○議長（島田和雄） 続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（7番 有田恵子 登壇）

○7番（有田恵子） 議員番号7番、有田恵子でございます。

今回の一般質問は5つでございます。

1つ目は、旭市生涯活躍のまち事業者募集事項についてでございます。これに対して5つの質問をいたします。

1つ目、8月28日議会全員協議会において、本件に関する非常に重要な説明会の席で、挨拶だけで市長が中座されたのはなぜか。

2つ目、事業者募集受付は11月27日から12月6日となっております。重たい内容にもかかわらず急いだ期間を設定した理由はなぜか。

3つ目、3.5ヘクタール、1万606坪の土地整備費は、応募者指定事業者が全額持つものではないかと考えておりますが、市が農振法を外すということで十分ではないかとも考えております。市が積み立てた税金から指定事業者1者に丸々5億円を補助金として支給することは市民が納得できるものではないと考えております。先ほどの一般質問の中でも、子どもたちのエアコン設置10億円のことで3人の議員が大きく取り上げておられましたが、この10億円を出す出さないの問題でこれだけのことが討議されるわけでございます。5億円は軽く見ないでいただきたい。

4つ目の質問。今回の公募において1つの指定業者が土地開発ディベロッパーと生涯活躍のまち構想デザイナーとしての2種類の仕事を受けることについてでございます。構想を練って調整するだけでもかなりの時間がかかる事業でございます。この事業が周知されるのにどのような手段を用いるのか。市内業者なのか、市外業者なのか、法人の業種はどんなものなのかといった条件はつけるのか、つけないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

5つ目、旭中央病院と道の駅に挟まれた3.5ヘクタール、1万606坪の限定された土地が、生涯活躍のまちという概念、コンセプトとどのような関係があるのかお伺いいたします。

大きな質問2つ目に入ります。旭市新庁舎建設について、これについて2つの質問がございます。

1つ目、基本設計で示された建築延べ床面積約4,151坪の本体工事は52億円でございます。そして実施設計になりますと6%の床面積が減っているにもかかわらず、約3,909坪でござ

いますが、工事費は52億9,000万円に上がっていることはなぜでしょうか。

2つ目、地方の人口減少が進むとともに、IT化も進んでおります。ますます庁舎はコンパクト、あるいは小さくしても対応ができるはずでございます。これらを考慮した建築の設計となっているかどうかについて伺います。

大きな質問の3つ目、消防車の入らない道路についてでございます。

1つ目、市内において消防車の入らない狭隘道路はどのくらいあるのか伺います。

具体的に言いますと、拡幅改良、修理等、住民からの整備要望あるいは行政が必要と考えた件数の合算でも結構かと思えます。

2つ目、現在使用している消防車について伺います。

どんな能力を持った消防車を何台所有しているかということでございます。

3つ目、消防団員の確保についてでございます。

人口減少と地方での若者減少により、消防団員の確保は困難をきわめていることと思えます。消防団としてのこの問題の対応策として、どのようなことを構想されているのか伺いたい。

大きな質問の4つ目に入ります。三川蛇園道路整備についてでございます。これには3つ質問いたします。

1つ目、この事業は平成の大合併と言われる平成17年に社会資本整備事業と位置づけられ、新市計画道路整備事業の一環として予算がつけられたということでございます。途中で路線が207から変更されて、見たとおりの工事中の道路に様変わりしておりますが、質問です。いつ着工したのか。当初の県に申請を上げた予算額は幾らだったのか。既に支出額は幾らなのか。途中で25億円に跳ね上がったことを聞かされましたが、その金額は新たに県に対し整備費の変更申請を上げたのかどうか。現在までの13年間におけるお金と工事の経緯について、詳細を教えてください。

2つ目、工事自体、中途半端に中断されたままでありますが、進捗状況についてお聞かせください。あのままの道路では危険だという意見が多く聞こえてきておりますから、よろしくをお願いします。

3つ目、路線変更されている現在建設中の道路のすぐそばにはホテルの里が存在いたします。環境的な問題は一切考慮することなく道路建設を着工したのかどうか。環境問題を考えてやったのかどうか。やられたのであれば、どういうことをやる予定であるのかということをお伺いします。

最後、最も大きな質問になるかと思いますが、5つ目、行政改革推進についてでございます。これについては4つ質問いたします。

1つ目、地方におきまして人口減少が著しいわけでございますが、市の広報に職員の採用募集が目につきました。市職員の採用についても、人口減少にスライドしたものになっているかどうか、伺いたいと思います。

2つ目、総務省及び千葉県からの全自治体への通達という形で、新会計基準の作成を求められていると聞いております。期限、今年平成30年3月に、旭市として提出されたかどうかお聞きいたします。

3つ目、この全自治体への通達の中で作成を求められています新会計基準のことでございます。聞きなれない言葉かも分かりませんが、お聞きください。新会計基準では、財務諸表4表の作成が義務づけられております。そうであるならば、道の駅季楽里は市の所有物件でございます。ですから減価償却費の計算はできているはずだと思います。年間幾らになっておりますでしょうか。

最後です。4つ目、新会計基準を作成するに当たり、市が所有する全ての施設の固定資産台帳は整備されているはずでございますが、旭市は実態はどうなっているのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問をさせていただきました。2回目からは自席でお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから質問の1番目、旭市生涯活躍のまち事業者募集事項についての中で、8月28日に開催された議会全員協議会での市長の途中退席についてお答えいたします。

例外はありましたけれども、これまでも全員協議会では、慣例によりまして冒頭の挨拶のみで退席をさせていただいておりました。この日の全員協議会の案件につきましては、新庁舎に関する事、生涯活躍のまちに関する事の2件で、業務の進捗に合わせ随時報告をさせていただいていること、また当日は14時20分から東総水道企業団定例会に関する協議、打ち合わせが入っていたため途中退席したものであります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは、生涯活躍のまちの事業者募集要項

についてのうち、(2)番目、募集受付が11月27日から12月6日となっているが、早急な期間設定ではないかということをございました。

まず、11月27日から12月6日までの期間についてでございますが、これにつきましては、参加表明書の提出期間でございます、企業から手挙げをしていただく期間であり、最終的な事業計画の提出期限は12月26日までとなっており、募集要項の公表から約3か月の期間がございます、他市の例を確認した中でも、普通というか、長いほうの部類になるのかなということ考えております。

2つ目として、(3)の土地整備費は応募事業者が持つべきであろうというようにお話ございました。

この構想は、地方創生の観点から国が推奨する政策でございます、本市においても、人口減少、少子高齢化が進展している中で、人口減少に歯止めをかけ、市を活性化させる、そのためには市の宝でもある旭中央病院を活用し、持続可能なまちづくりを行うことが旭市にとっても急務であると考えております。

実現に当たりまして、民間活用を予定しておりますが、将来の旭市を見据えての重要な政策であると考えておりますので、計画地に誘導するための農振除外をはじめとした土地利用や補助金の交付など、民間の参画しやすい環境づくりとしてハード、ソフト両面から支援をしていく必要があると考えております。

3つ目としまして、(4)今回の公募において1つの指定事業者が土地開発と構想のデザイナーという2つをやるというお話ございました。本構想は、募集要項にも記載のとおり、応募者の構成については、単独の法人または複数の法人により構成されたグループとするというふうに書かれております。したがって、単独の法人で全て行うのか、おのこの得意分野を生かしたグループなのか、これについては提案をされてみないと何とも分からないという状況でございます。

4番目として、(5)の旭中央病院と道の駅に挟まれた土地が生涯活躍という概念とどのような関係があるかということございました。

まず、構想のエリアとしては、道の駅との連携、相乗効果を踏まえ、病院から道の駅まで一帯を構想のエリアとしています。計画している予定地は、旭中央病院の隣接地でございます。

次に、生涯活躍という概念とどのような関係があるのかというご質問ですが、国のいう生涯活躍のまちは、地方創生の観点から元気な高齢者が希望に応じて地方や町なかに移り住み、

地域の住民、多世代と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりということになっております。

国の示す具体像として、入居者の安心・安全の確保などの視点から、継続的なケアの提供というものがああり、地域医療機関等との連携または地域資源との活用などを提示されております。

以上のことから、医療・介護、防災を含めた旭中央病院との密接な連携、円滑な地域医療連携の推進と居住者の安心感、満足感の向上などを考慮すると、現計画予定地が最適であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから大きな2番の旭市新庁舎建設についての（1）、（2）と、大きな5番、行政改革推進についての（1）、そちらについて答弁をさせていただきます。

まず、庁舎の（1）基本設計で示された延べ床面積が実施設計では減っているのに、工事費が上がったのはなぜかということについてお答えいたします。

基本設計での工事費につきましては、空調や照明などの設備や執務室等の費用などが定まっていない中での設計ということで、あくまでも概算設計でありました。積み上げたものではございません。現在進めています実施設計では、執務室等のレイアウトや設備の配置、仕様などを含めた詳細な設計を行い、それらに必要な数量や設備の大きさなどから具体的な積算を行った結果でございます。

主な増額要因につきましては、労務費等の上昇や国の進める働き方改革による工期の延長などによるものでございます。

続いて、（2）の人口減少とIT化の推進により、職員数を減らすことを前提とした上でコンパクトな庁舎になっているかとの質問に対してお答えをさせていただきます。

職員数につきましては、例えば建設部門では、道路の維持補修、街路や公園の維持管理、また水道事業においても、配水場や埋設管等の維持補修などは、人口が減少しても、その事業量は比例して減っていくものではございません。産業面でも、基幹産業である農業や地域の活力でもある商工業への支援等は続けていかなければなりません。

また、福祉部門であれば、少子化により、子育て支援についてはより手厚く多種多様な行政サービスが求められております。高齢者福祉については、対象者が増えてまいります。

窓口部門におきましても、証明手続等を全てIT化ということにはならないわけでございまして、人口減少により量的には幾分減るものの、対象業務が減るわけではなく、より複雑化してきております。総務部門についても、同様でございます。

今後のIT社会の推進によっては、職員数を減らすことが可能になるかもしれませんが、今の段階で、そのような先を見据えた庁舎の規模にすることはできませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

続いて、大きな5番目でございます。行政改革推進についての(1)地方においては人口減少が著しいが、市職員の採用についてもこれにスライドしたものになっているかとの質問にお答えさせていただきます。

まず、これまでの職員数の削減状況でございますが、平成17年7月の合併時には851人でありました。本年7月現在では674人となり、実績で177人を削減してきております。ご案内のとおり、平成の合併は、人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的に推進されました。

旭市におきましては、第1次、第2次、そして第3次と類似団体を目標に定員適正化計画を策定の上、職員数を削減し、行政基盤の確立を図るべく行政改革を推し進めてきたところでございます。そのようなことで類似団体との比較でございますが、合併時は相当数超過しておりました。100人を超える規模で超過しておりましたが、昨年平成29年度では2人の超過まで圧縮をしてきたところでございます。

採用の状況でございますが、一般行政職は、第1次計画では退職者の3分の1程度、第2次計画では2分の1程度に抑制、さらに技能労務職については退職者不補充により採用を抑制してきたところでございます。また、第3次計画、現在の計画においても削減計画40人を達成するため、引き続き採用抑制を行っているところでございます。

なお、人口減少に伴い職員数の採用を減らせるのではとの質問でございますが、ただいま新庁舎建設に関しての答弁で申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、私からは、3、消防車の入らない道路について、こちらから(1)市内において消防車両の入らない狭隘道路はどのくらいあるのかについてお答えいたします。

消防本部といたしましては、市内4地域9地区において消防車両の進入が困難な狭い道路

があることを把握しております。署員は、毎月、地水利調査を実施しており、狹隘道路や通行障害等の把握に努め、各署々で情報の共有をしております。ご質問の内容に、拡幅、改良等の内容がございましたけれども、消防本部では把握しておりません。

次に、（２）現在使用している消防車両についての内容であります。

車両の種類、台数等の内容でございますけれども、現在、主に運用している消防車両は、消防ポンプ自動車４台、水槽付き消防ポンプ自動車４台、化学消防ポンプ自動車１台、はしご付き消防自動車１台、これの４車種でございます。

内容につきましては、消防ポンプ自動車は、防火水槽や消火栓から消火に必要な水を確保し、水槽付き消防ポンプ自動車に送水することを主な役割としております。約30本ほどのホースと、ホース延長用のホースカーを積載しております。

次に、水槽付き消防ポンプ自動車は、1,600リットルから約2,000リットルの水を積載し、火災現場では、その積載水で直ちに消火活動を行います。

次に、化学消防ポンプ自動車は、水1,400リットル、薬液500リットルを積載し、水と薬液を混合し、発泡させて放水することで泡などによる窒息消火を行います。水では消火困難な油火災や工場などの危険物火災に使用する車両です。

次に、はしご付き消防自動車であります。地上高約30メートルまではしごを伸ばすことができ、高所からの人命救出や高層階への放水が可能な車両です。はしごの先端が屈折することで、屋上のフェンスなど障害物を避けて消防活動が行えることと、前輪、後輪を操舵させる装置、これは4WSと呼びますけれども、最小半径7.2メートルで旋回できることが特徴でございます。

続きまして、（３）消防団の確保についてでございます。

内容的には確保が難しい中、どのような構想を持っているかのご質問でありますけれども、団員の確保には困難なこともございますが、団員の方の入団しやすい環境づくりを実施しております。内容といたしましては、操法大会の当日、イメージアップキャラクターあさピーと団員の家族のふれあいの時間を設け、併せて消防車両の展示やはしご車の試乗ができるようにしております。なお、夜間の操法訓練については、会場周辺への配慮と団員の負担軽減から、訓練時間を制限しております。

また、団員相互の親睦としまして、スポーツ大会を開催し、地域の団員が交流できるようにしております。

そして、旭市消防団サポート店制度を実施しまして、消防団員やその家族が協力店から

サービスを受けられるような事業も実施しております。

このような環境配備をいたしまして、なかなか団員確保には難しいこともあると思いますが、継続して団員確保に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、4番目の三川蛇園道路整備についての（1）の社会資本整備事業と位置づけられたこの事業はいつ着工したのかと、それと当初の予算額と既に使われていた額は幾らかという質問に対しましてお答えいたします。

社会資本整備総合交付金事業として着工したのは、平成22年度からでございます。

次に、当初の予算額はというご質問ですが、事業開始時点では道路概略設計を基に算出した約15億5,000万円を計画事業費としておりました。

次に、既に使われた額は幾らかというご質問でございますが、平成29年度までに7億4,400万円でございます。それと金額の変更という話がございました。事業費が平成26年度に変わりましたので、それは国の承認を受けたのかというご質問です。平成26年度に計画事業費の変更承認ということで国から承認を受けております。

次に、（2）の事業自体が長らく中途半端に中断されたままであるが、進捗状況はについてでございます。お答えいたします。

ご質問の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の進捗状況については、国道126号飯岡バイパスから県道銚子旭線までの約1,900メートルの区間で申し上げますと、用地の進捗については、残る地権者は実質1名であります。また、工事の進捗につきましては、現在着手中の区間約450メートルを含めますと、約1,600メートルでございます、84%の進捗状況でございます。

次に、（3）の建設道路のすぐそばに貴重なホタルの里が存在するが、このことを考慮することなく道路建設を着工したのかというご質問でございます。お答えします。

環境影響評価法に基づく環境アセスメントにつきましては、本事業は対象となっております。なお、ルートを選定に当たっては、ホタルへの影響対策として、計画線を生息区域からできるだけ離し、水路についても、可能な限り現況の形態を残すようにした上で、起終点位置、支障物件、家屋の連担状況等から経済性を考慮して道路構造令に基づき決定したものであります。

また、夜間に通行する車両のライト対策のため、樹木などによる遮光壁の設置も計画して

おりますので、影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな5番、行政改革推進についてのうち（2）と（3）、（4）についてお答えをいたします。

初めに、（2）でございます。国や県から通達として新会計基準の作成を求められているはずだけれども、期限までに提出したのかというご質問でございます。

議員のお言葉の中で、新会計基準というお言葉を使っておりましたが、国からの通達の中では、統一的な基準というふうに示されておりますので、私のほうでは統一的な基準という言葉で使わせていただきます。

まず、この統一的な基準に基づいた財務書類の作成でございますが、全ての地方公共団体に対して要請されているものでございまして、原則として平成28年度の決算の書類を平成29年度末までに作成することとされております。これに基づきまして、旭市におきましても、平成28年度の決算分から作成を開始しております。この財務書類につきましては、平成29年度末、平成30年3月30日から市ホームページにおいて公表しております。なお、提出ではございません、作成が要請されているということでございます。

続いて（3）でございます。道の駅季楽里あさひの減価償却というご質問でございます。

この資産につきましては、内容としまして、土地をはじめ建物、厨房施設、トイレ等の工作物、あるいは物品等がございます。これらの資産につきましては、財務諸表の基礎となります固定資産台帳に計上しまして、建物、工作物等については、それぞれの耐用年数により減価償却を行っております。

減価償却が年間幾らかというご質問がございました。減価償却の年間の額は約4,700万円でございます。

次に（4）の全ての施設の固定資産台帳を整備しているかというご質問でございます。

旭市におきましては、統一的な基準が示される前の平成20年度から財務諸表を作成しております。このため、財務諸表の基礎となります固定資産台帳については、登記簿謄本等を基に作成しました公有財産台帳をはじめ、道路管理台帳、あるいは備品管理台帳から、市が保有する資産を把握した上で作成しているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） それでは一般質問2回目の質問にまいります。

いつも市長は議会全員協議会で挨拶だけだというようなことをおっしゃいました。今回はちょっと違っていて、この中の5億円の税金をすんなり一指定業者に補助金として支出するという点がございますから、5億円というのは軽いお金ではございません。そんなときに、やっぱり担当の課長はあんまり生涯のまちのことについて質問を私もしましたけれども、熟知されていないなという感じがいたしました。それだけに、推進協議会会長にも就任されるということの市長がまずもって説明するべきではなかったかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤義隆） それでは、市長が説明すべきではなかったかということに対してお答えしたいと思います。

重要な案件だということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、14時20分から公務が入っていたということもございます。それでこの全員協議会に当たりましては、説明する内容につきまして担当課、副市長を含めて十分な協議を行った上で全員協議会で説明したということでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 担当課の課長に聞いていませんよ、市長に聞いています。

意識の問題でございまして、よその定例議会に出て、定例ですから、今回定例ではないですよ。その辺お聞きします。市長をお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、担当課長からお話がありましたように、この説明会につきましては、副市長、担当課と十分協議をして、説明をしていただくということになっておりまして、この案件については何回か途中に経過報告をしているということもありまして、公務もあったということ、それもありましたけれども、今後はそういった部分、議員の皆さん方に疑問を持たれないようにしっかりと担当課とスケジュールの調整をしながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） そうしますと、担当課長の方でも結構ですけども、この応募要項というのはこのままでいくおつもりですか。もうこれ修正なし、条件つけない、このままこれを議会で通してもらいたいというような要望でございますか。非常に瑕疵が見つかりますね。私は穴があくほど見ていますけれども、これ、熟知されてやったんでしょかね、本当に。エアコン10億円のことで大騒ぎしていますよ。この5億円をすんなり誰か分からない人にあげるんですか。これって、こんなのあり得ない話です。課長でもいいです。

○議長（島田和雄） 有田議員、ただいまの質問ですが、（1）の質問は市長が中座したことについての質疑ということなのですが、今の質問の趣旨はどこでしょうか。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） やはりこれ、陣頭指揮していただくのは市長だと思います。協議会、審議会の会長でおられますから。これはやっぱり私から見たら何か嫌で嫌で仕方ない。突っ込まれるのが嫌で逃げたという感じがしますけれども、いかがでしょうか、市長。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、副市長と担当課長に事前によくこのことについて話し合いをしました。それで2時20分に東総水道企業団が来るということもありましたので中座してしまっただけでありますけれども、重要案件ということの中で、これからは担当とよくスケジュールを打ち合わせながら説明会、全員協議会、出席をさせてもらうということに努力していきたいと、そのように思いますのでよろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 2つ目の質問のところ、8月28日と言えば議員の一般質問の原稿締め切りの日です。そんな中でこういう、前から渡していた、渡していたと言うけれども、5億円の話は聞いてなかったと思いますね。早急な期間設定、今、3か月あるではないかという話、先ほどおっしゃったわけですけども、この内容が内容でございますよ、内容。私はコンペ結構なれている人間なんですけれども、単純な1つの事業に対するコンペでもだいたい3か月ですね。これって中身がどんな中身かという話になってきたときに、こんな短い間に、そして議員が一番忙しくて慌ただしいときにさっと渡したら、それで終わりみたいな逃げのような感じでの説明会されたわけですよ。内容のことを考えたら、こんな早い締め切りなんて絶対にあり得ないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） このスケジュールに関しましては、生涯活躍のまちの推進協議会の中でも、期間設定について協議をしていただいて決定されたものでございます。先ほども申しましたように、他市の例も参考にしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） これ、きょうこんな議会で議案で言うよりも、もう1回話し合いというか、詳しくやるべきだと思いますけれども、こんな早急にこれが通っちゃうということは非常に怖いです。こんなのよりエアコンを先に通してあげてくださいと言わんばかりなんですけれども、こんなの後回しですよ。もうちょっと5億円の使い方、きちっとした形で納得のことができるようなことをやっていただきたいばかりに、こんな逃げるようなことをやらないでいただきたい。もう1回吟味する機会を、協議会をやっていただけませんか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） そうですね、議員、ご質問あれば課のほうに来ていただければお答えしますし、何も隠しているとか、そういうことがあってやっているわけではございませんので。それで5億円の補助の根拠というものは、この前の全員協議会でもお話ししたとおり、道路を計画した中で、こういう形でやると5億円ですよということで設定しております。道路ですし、そこに上下水道が敷設されるということで、要はそれは最後は市のほうに移譲されるわけですから、決してこれが無駄な補助金になっているとか、そういうことではないというふうに考えているんですが、ちょっとその辺が話が合っていない感じが。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 道路が入っていると、道路整備に5億円かかるという予算、どうやって見積もったんですか。

○議長（島田和雄） 今、議論が（3）のほうに行っちゃったんですけれども、今、（2）の再質問という形の中で進行していたんですけれども、5億円の補助金については（3）ですが、有田議員、（3）の再質問でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、5億円の根拠ということで、これは全員協議会の資料の3に明示してございますが、道路として2億5,540万円、上水道で6,110万円、下水道で9,090万円、造成に1億4,020万円というような積算になっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） そもそも土地開発というのは業者が全部やって、道路も寄附して、とにかく土地開発というのは全部事業者が持つもので、それでいてよくなる。要するに農業振興法を外すだけでも大変なことで、事業者としてはそれで満足できるはず。それにまたこういうことすること自体がちょっと信じられないこと。

要するにこういうことです。こんなこと餌つらなくても、農振法の網外してくれただけでもいいということですよ。そして広いところに事業者募って、もう少し時間かけてやれば、市民の税金、積立金から5億円使う必要はないということ、これが本当に言いたいことなんです。

やりたい人いると思いますよ。これはあたかも、もう何か誰かが決まっているような感じで進んでいるような、こんな慌ただしい中でやるから疑われちゃうわけですね。民間が例えば開発をした場合、市がするより半分ぐらいの値段で済みますからね。

そういうことで、民間にみんなやらせたら安くできちゃうというところがあって、はなから5億円くれるんだったら、5億円の請求書を出しますよという話になってしまうので、こういう企画というのは、いいことなだけけれども、市民の税金の中から、積み立てた中から、エアコンで困っている人がいっぱいいる、そういうところに回す。そして消防署の団員が困っている、道が拡幅とかいろいろな要望が来ていますよ。そっちのほうに幾らでも積立金は回せます。こういうの、事業者にやらせたらいいんじゃないですか。こんなところに贅沢三昧に渡す必要はない、誰か分からないような人という話なんですよ。

そのこのところを盛り込んだ要項を作っていたきたい。私はこれは反対じゃないんですよ、全然反対じゃないんですよ。市民の税金の5億円を勝手に使われる、勝手にやられるというところに、そういうのはもう自分で持たせたらいいんですよ。それでも応募すると思いますよ、あると思いますよ。こんな短いからできないということを私は申し上げているんです。

以上です。ちょっと時間がないのでこれは終わります、これで。それに対してご意見だけで終わります。ここの1番は。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） これも何度も説明しているところでございますけれども、この5億円はあくまでも上限ということで、民間の提案されたかかる経費を算定したもので請求された形で算定されるということになりますので、全て最初から5億円がありきという話ではありません。

そして、これをどうしてこういう形にしたかと言え、民間にインフラ整備を行ってもらうということを考えたというときに、民間の提案の事業計画の内容、例えば機能のレイアウトだとか、規模、接道要件等、どのような提案をしてくるかが民間の計画になります。市で先に先行整備をしてもいいんですけども、それをした場合には、民間がこういうレイアウトでやりたいというものに対して逆な制限をかけてしまう。ですから提案する方がこういうふうに道をレイアウトしていきたいんですよ、そうすると何メートルの道になって、どのぐらいの上水道、下水道、そういうものを敷設しなければならないかという積算がされると幾らかかる。それが例えば7億円かかっても上限5億円ですから、5億円ということになるという決め事でこの要項が決められております。

とにかく民間のコンセプトに合った自由な発想をしていただいて、よりよい生涯の活躍のまちづくりにしていただきたいということでこういう形を選んでいるということでご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 4回目ありますか。

有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 民間の自由な発想でやる、それは全く同感でいいんですよ。そんなこと言っているんじゃないんですよ。それでいいんですよ。お金のところは民間に出させたらいいでしょうということを言っているの。そして道路をどこにつけるというのは協議すればいいんですよ。1円たりとも民間に出す必要ない、民間に持たせたらいいんじゃないですかということを言っているんですよ。何でそんなやりたいんですか、誰か分からない人に。誰か分かる、子どもたちに先やって。それにこんだけ予算がどうやらこうやらという話があるわけでしょう。何でそんな簡単に渡すという発想になるんですか。喜んでやると思いますよ、これ。今おっしゃったでしょう、7億円かけてもやると思いますよ、事業者は。そういうふうにもっていったらどうですかということを提案しているんです。市民の税金を使っ

きたくないから、そういうことです。それだけです。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 生涯活躍のまちづくりということで、将来の旭市の展望、本当に人口減少に歯止めをかけたい。そしてまた旭市をある程度東総地区の中核都市としての位置づけをしたい、そんなような思いでこの生涯活躍のまち、国の地方創生、もの・ひと・しごと創生法の中でうたっていることでありまして、ぜひその施策に旭市も乗って何か活性化といいましょうか、発展をさせていきたいと、そんなような思いでこの生涯活躍のまちを計画しているところでありまして。

債務負担行為の5億円の問題で有田議員からのお話でありますけれども、やはり旭市に企業を誘致をしたいというような部分もありますし、旭市のまちづくりの本気度、そういったものも必要ではないかなと、そんなような思いの中で、よくある例でありますけれども、この土地を使ってください、ぜひ来てください、そんなような手法も企業誘致にはあるわけでありまして、そういった部分も含めると5億円の算定はいろいろとあるわけでありましてけれども、道路、下水道、上水道、そういった部分と3町5反の造成、そういったものを試算しますとだいたいそのくらいになるのではないかなということで企業に提示をして、企業がいないということであれば、それはそれでいいですけども、旭市が、行政がそれを整備したり、やるというよりは、企業の独自性に従ってそれを開発してもらおうと、そういったようなことで今回そういった5億円を補助金の上限として設定させていただくということでご理解をいただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、4時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時40分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き有田恵子議員の一般質問を行います。

有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 大きな質問の2つ目、新庁舎建設についての第2回目の質問いたします。

基本計画のところではなかった液状化対策2億8,500万円が実施計画では計上されております。これは、やはり今、公園ということでやっておりますけれども、公園ですとあり続けるのなら液状化対策いらぬわけですね。そうするとこの地盤悪いんじゃないですか。そもそも海拔も低いと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

液状化対策、先般も全協で説明いたしました、地表から地下20メートルほどまでの地質におきまして細かい砂の粒子といいますか、それが含有量が少ないよというような中で穴を掘って砂を押し込めるような工法、それが液状化対策ということで2億8,000万円の計上をしようとしたところでございます。

1点申し上げさせていただきたいと思いますが、今回、先般も北海道、その前には熊本県、まさしく震度7、最大級の震度というものがある中で、旭市においても当然どのような状況があるが分からない。国のようなそういった基準においてもしっかりと液状化対策しなさいという通知もございます。

参考までということではありませんが、先般造らせていただきました矢指の築山でございます。承知のように総事業費3億円弱ではございますが、設計の段階において、あの築山での液状化対策も1億円という設計額でございました。施工方法としては築山につきましては地表から浅いところで3メートル、深いところで5メートルまでであります、あそこは掘削をして土質の改良、そのような工法で行いましたが、その液状化対策費が1億円、実際には入札の関係で7割ほどになりましたから7,000万円ほどであります、とにかくあの場所、今回の庁舎の場所が弱いというだけではなくて、旭市どの場所がどうだということとははっきり分かりませんが、やはりこのような想定外の地震がある中でございますから、しっかり対策を講じたいということで2億8,000万円の対策費を計上させてもらったところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 今、建物を建てる、この基本設計、あるいは実施設計、今の値段、物すごく上がっている。その辺、把握していますか。全然変わっているのわかります。その辺のところの費用の設計のところ教えてください。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

先ほど、私、答弁でも、今回主な増額要因につきましては、労務費等の上昇や国の進める働き方改革といったようなことで答弁をさせていただきましたが、実は国といたしますか、例えばこれは財団でありますけれども、経済調査会であるとか、同じく財団でございますが建築物価調査会、そういったところが3か月に一度、建築コスト情報というようなことでそういった単価のほうを流しております。当然そこら辺を見据えた中での今回の算定でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 何かよく分からなかったんですけども、今、算定したらどのぐらいになるか伺いたいんですが、分かりますか。例えばきょう、同じことをやれば、どんな時代に入っているかというのをご存じですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 何か今と言われても、それは答弁できませんが、前回の基本設計、それが52億円でありました。それが今回52億9,000万円になっているということで、その9,000万円の上昇の根拠として、大きな部分として労務費等の上昇分が約1.5億円ほどあると。それは基本設計のほうは30年3月に策定をされておりますが、そのときの建築費というのは、実際には29年7月時点、7月から約9か月過ぎた中で0.6%のものから4.3%のもの、いろいろな部材等があるでしょうけれども、そういったいろいろな積み上げの中で今回9,000万円上がったということでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） この3か月ぐらいの間でも1.5倍ぐらいの鉄骨費になったりしているんですけども、こんな金額ではできなくなるということ認識していただきたいなど。それに対してどう対処するのかなということ、ちょっとこれはやっぱり細かい勉強していただくというか、状況に対応していただかないといけないと思います。

私になぜこういうことを言うかということ、余りにも大きな金額になってしまう、結果的にね。それって計画から外れたような、50億円で始まった計画でしたよね、それがどんどんす

ごいことになってくるんですよ。そうするともうコンパクトにやるしかないというふうな発想にならないかなと思って、そういうことを言いたいばかりにやっております。

ちょっと時間がないので、そういうことで2番いいですか。答弁をお願いします。

○議長（島田和雄） 今の質問は5回目になりますから。質問の趣旨が違ってくると思いますので、（2）のほうの再質問をお願いします。

○7番（有田恵子） 2つ目の質問の人口減少とIT化ということで、先ほど答弁、本当分からないんですよ。今、事務所なんていないんですよ、我々起業家なんていうのは。本当にいないんです。どこでもやれるんですよ、スマホとパソコンさえあれば。そういう時代に入っていますから、幾ら人口が減ってもいるものはいるんだとおっしゃったわけですよ。いないですよ。すごいですよ、IT化というのは、AIとか今、もうちょっと勉強していただきたいと思います。本当にいないと思いますよ。どでかいのを造ったって知らないです。

これは後で言いますけれども、メンテ代が大変ですよ、大きいのを造れば。人口減少する中で。確実に人口は減りますよ。だからこんな大きなもの、そして高いものを造っていくこと自体が本当にばかみみたいな話なんですよ。観光のタワー造るんだったらまだいいですよ、みんなが見に来てくれてお金を落としてくれる。落とすような建物じゃないじゃないですか。こんなの見て喜ぶ人いませんよ。機能さえできればいいということですよ。それにどんどん1.5倍膨れる。これは多分コンパクトにやらないと、ここで縮減させないと大変なことになる、100億円ぐらいになりますよ、これ。

だから、もう根本的に考え方変えないと、建物の延べ床面積もかなり縮小させないと普通の金額にならない。そして後々のこと、メンテということ考えた場合、それも織り込んで今やっていただきたいなと思っているわけです。庁舎は大賛成なんですよ、私、建てていただくの、賛成なんですよ。だけれども、こういう場所も悪い、水対策やらないといけないとか、そういういろいろなことが起こってくるような高いところ、高くなる一方。これは避けたいという意見でございます。いかがですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

何か事務所いらないと、本当に極端なご意見だと、これは有田議員のご意見として承らせていただきます。

当然、メンテ等につきましてはちょっと質問項目ではなかったので手元には資料は出てきません、維持コスト等についても現在のまさしく分散した中で、各支所があるとかそんな状況の中よりは、当然として維持管理コスト下がるようなことでしっかりと検討しているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 庁舎大賛成ですけれども、考え方を切り替えるという時期になると思います。それを覚悟していただきたいなと思っているんです。当たり前にはやれないことになっていくと思いますよ。そういうことで、庁舎に関してはこれで終わらせていただきます。

あとコメント。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 先ほどの答弁と繰り返しになります。事務所がいないということには、まだ当面想定できません。例えばですが、先ほど数字は申し上げませんでした。維持管理コストですね、現在本庁舎であるとか、第二庁舎、または一緒に入るようになるような第二市民会館とか、健康管理課ですね、そういったものを含めると、約9,800万円ほどの年間維持費かかっております。その中で単なるランニングコストというよりは、ちょっとした補修費のほうが1,800万円ほどかかっていますので、一般的なランニングコスト8,000万円ほど。これは新庁舎で想定いたしますと6,600万円ほどになる。1,400万円ほどのそういったランニングコストの削減のほうも検討しているところでございます。

先ほどの答弁の繰り返しになります。以上です。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、ここでおはかりいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

引き続き、有田恵子議員の一般質問を行います。

有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 消防署の3つの質問に関しては、ほとんどコンセプト同じなんです。消

防団員の確保に対して、私は非常に同情しているものなんです。実際に火事が近所で起こった時の話なんですけれども、大変なんですよ、後始末のところ。消防団の方がやっていただくというようなね。それでほとんど大変なのは、狭い道路で後の始末なんです。ということで、道路が原因かななんて思ったものですから、これは建設課の人に、消すことばかり把握されているほうですから、建設課の整備の方をお願いしたいと本当に切に思っているんです。喫緊の課題だと思うんですよ、道路整備は。いろいろな意味で、今はもう災害だらけですからね、これから何がくるか全く分からない。しかし、道路が広ければ結構解決できるといふことがありますから。

いらない道路は造らないでください、本当に最後で言いますけれども、こういう大事な、人が住んでいるところの狭い道路、雨が降ったら長靴履かないと歩けないとか、白線が全部消えているとか、草ぼうぼうで広い道路も狭くなっているとか、いろいろなクレームが来ているんです。だから、これ、消防の問題だけじゃないんです。消防の団員さん、楽させてあげたい。やりやすくしてもらいたいという願いがこもっているんです、道路建設。

そういうことで、喫緊の課題、道路にちゃんとやっていただきたいということでございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 急なご質問で準備はしてございません。従来どおり道路整備につきましては、住民の皆様のご要望にお応えして着実にやっていくつもりでおります。ただ、うちのほうで幾ら道路を広げたいと言いましても、なかなか地権者の考え方で協力できないという方もおりますので、そういったところ含めて今後道路の整備のほう進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） その点なんですけれども、行政のお上が上から言ったら頭にくることがいっぱいあるんです。やっぱりせつかく自治会とか区長会があるわけですから、その辺を通して何とか住民の協力を得るようなやり方、もうちょっと頭ひねって考えていただきたいなと思ひますよ。いじめていくんじゃないんですよ、住民を。じゃなくて、あんまり上から言っただようなやり方はよくないと思ひますよ。そういうことです。もうちょっと道路狭いほうがいいんだとか言うような人もおりますよ、中にはね。だけれども、みんなのためを思ふことでやっていくという形で、区長を巻き込んで説得していただくというようなことで、

あんまり上からやらないで、そういうやり方をやっていただけたらと思うんですけども、  
どうですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 一応、うちのほうも上から目線ということは考えておりません。当然、住んでいる方の思いを受けながら整備のほうを進めていきますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 4つ目の三川蛇園について。1番、2番飛ばしまして、この中で3番のところ、このホテルの里、それから出清水のすばらしい環境がきょうから始まっていますけれども、これ本当にあれですか、光を遮るものとか何か植林を植えるとか、そういうことを本当に計画はされていますね。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） お答えいたします。

その遮光壁のほうですね、樹木による遮光壁とか、ホテルの生育には支障がないようにうちのほう考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） それは地域住民のそういう自然環境を守る会の方の同意、得ていますか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 過去にご質問もあったと思います。たしか地元、出清水の組合かと思ひます。その辺のところはうちのほうもお話ししながら進めていきたいというふうにご考慮しておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 農薬を使われたら困るということで、農薬というのはホテルの餌、カワニナが農薬の水を飲むと育たない。育たないとホテルも食べるものなくなるというような循環しているわけですけども、この農薬の問題はどうなっています。あのあたりの草刈りのときに使ったら困るとかというような話が出ているんですけども。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 農薬のほうは非常に難しい話なんですけれども、今、農産課長にお聞きしましたら、あの周辺は米のほうを作っていないということで農薬のほうは使っていないというふうに聞いておりますので大丈夫だろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） すみません。5つ目でよろしいですか。ちょっと時間が。

○議長（島田和雄） 行政改革推進についてですか。

続けてください。5項目め、行政改革推進について。

○7番（有田恵子） 5つ目、行政改革推進についてお伺いいたします。

この中の3番に集中したいと思います。財政課長。

現在、使われているのは普通の現金主義ですよ、平成20年からどちらも作っている。古いのと新しい、財務諸表と従来の会計制度と2つ使っているということをおっしゃっているわけなんですけれども、活用していますか、財務諸表4表。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 幾つかございました。まず現金会計かというのがございましたけれども、官庁会計でやっているのと、1年間終わったものをもう一度別の形でBSを中心とする財務4表で作り直しているということです。両方作っております。

それと、活用しているかということがございました。活用でございますけれども、この新しい形での作成が平成28年度の決算からでございます。29年度、まだ2年目でございます、活用するためにはよその団体との比較ということが重要になってくるかなと思っております。まだよその団体との比較という状態の情報がございますので、今後そこらを比較する中でどんな形で活用できるのかなというのを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 財務諸表を作るということ自体が固定資産台帳を作るということになるわけですね。ですよ。分かっていますよ、そんなことぐらいね。

それで、固定資産台帳を作るということ自体が、資産の金額が分かってくるわけですね。

今までの従来のやり方であったら収支だけですから、どれが何ぼでというようなことは無視してやっていたわけですね。財務諸表でやっていきますと固定資産が分かる。そうすると何がいかと言うと、建物をむやみやたらと壊せなくなるんですね、価値がある限り。私はこれは発見したんですけれども、平気で壊していく旭市という感じがしまして、古いからとか、耐震性がないからといって壊していくのを見ていまして、お金のない若い人で、技術開発だけができるという若い日本人って非常に多いんです。お金がないだけで。そういう若者を旭市に取り込んで建物を無料で、電気代だけもらって貸すというようなことで、固定資産台帳に載っているものを壊さないで、できるだけ活用していただきたいということです。

それが耐用年数がオーバーしておろうが、そういうような使い方を今後していただきたい。固定資産台帳があると、それがすごく把握ができるから。だから潰さなくて、いいおか荘がそうです。7億5,000万円の簿価があっても潰そうとしましたでしょう。ああいうばかなことを起こさないようにするためにも財務諸表4表、これは必須じゃないにしても、その流れで旭市は会計やっていただきたいと私は願っております。

だから、財政課というのが命取りの課になると思うんですよ。そこがしっかりしていかないと、何でもかんでも言われたら。建てたい業者がいたら壊してくれというようなことになって、はあはあということになりますからね。常に固定資産台帳にらめっこしていただいて、この少子化でどんどんこれからは交付金なくなってきました。国がどうなるか分からない。だから大事に公共施設使っていただきたい。そして捨てるでもいいようなものでも、貧乏な若者集めて何かやれというような形で再利用していただきたい。そして高齢者なんか集めたって仕方ないですよ、金食い虫。若い人を集めるという政策、そのために公共の施設を潰さないで活用していただきたい。これが私の願いでございます。

もう時間がきました。ありがとうございました。

それに対するコメントだけお願いいたします。財政課長。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） ありがたくご指名をいただきましたので、私のほうでまずお答えをいたします。

いろいろご提言をいただいたようでございます。私の範疇としましては、その台帳をきちんと作ってそれを管理、あるいは活用していくことかなというふうには心得ました。これからそれを継続して行って、活用できるような形を目指していきたいと思っております。私はそれ

までの答弁といたします。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 先ほど議員のご説明の中に、何でもかんでも潰すようなことはやめていただきたいと、当然そのようには考えております。今現在、公共施設の総合管理計画に基づきまして、それぞれの機能別の個別計画というのを策定中でございます。当然その中で潰すものもあると思います。ただしほかの機能へ転用する、ただし先ほど議員おっしゃったように、例えば若者に貸して活用したらどうかと言いましても、耐用年数が過ぎていたり、耐震のきいていないものをそのまま貸すということは行政として非常にこれは無責任なことにつながってくると思います。そういったことも勘案しまして、今現在、個別計画を策定中ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

時間1分ですから。

○7番（有田恵子） 今、無責任とおっしゃったでしょう。ただだったら貸してほしいという人いっぱいいますよ。やらしたらいいんですよ、耐震を向こうに。何もこっちが税金でやる必要ないんですよ。そういうような感じでやっていただきたいなということ。

ありがとうございました。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 耐震等なくても無責任じゃない、貸せばいいというお考えには同意しかねますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○議長（島田和雄） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は26日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時 8分